

平成26年第6回太子町議会定例会（第453回町議会）会議録（第2日）

平成26年12月1日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	井 村 淳 子	14番	佐 野 芳 彦
15番	中 井 政 喜	16番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	北 陽 一 郎
書 記	八 木 智 晴		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	宗 野 祐 幸	財 政 課 長	森 川 勝

（開議 午前9時58分）

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

平成26年第6回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本恭子） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いいたします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、森田眞一議員。

○森田眞一議員 6番森田眞一です。

介護が必要となっても住みなれた地域や自宅で暮らし続けたいに伝えるため、地域包括

ケアシステムの構築にどう取り組むかについて質問いたします。

高齢者の多くは、やがて自分自身や配偶者が自立した生活が難しくなったとき、どうなるんだろう、どうすればいいんだろうという不安を持っております。まして、最近だんだん増加しております高齢者だけの世帯とかひとり暮らしの高齢者の方ならなおさらだろうというふうに思います。そして、その多くは介護が必要となっても、子供たちに余り迷惑をかけたくなく、できれば住みなれたこの地域やこの家で最後まで暮らせたらと望んでいると思います。

この不安の解消や望みを実現し、高齢者だけでなく、みんなが介護の心配をすることなく安心して暮らすことができる地域づくりには、高齢者福祉施設の充足や医療、介護、生活支援の一貫したケア体制、地域包括ケアシステムの構築は欠かせないものと思います。

現在、兵庫県下でも高齢化率は比較的低い当町ですが、あと4年後の平成30年には4人に1人が高齢者となり、その後も急速に高齢化が進むことが推測されることから、システムの構築を急がねばならないというふうに考えます。

また、7年前、認知症で徘徊中の91歳の夫が電車にはねられ死亡する事故がありました。これに対して、今年4月名古屋高裁は当時介護をしていた85歳の妻が監督を怠ったためだとして、妻に対して鉄道会社へ賠償を支払う判決を出しました。

この判決については、賛否両論、大きな反響を呼びましたが、高齢の介護者だけでなく、家族にとって徘徊を四六時中監視することは大変な負担であり、より多くの目で見守ることができれば、不安を少しは軽減できると思います。

そこで、当町の介護サービスの整備目標及びその確保策と高齢者の総合的な保健福祉施策の方向性を定めたやすらぎ太子ひまわりプラン2012の計画期間——これは3年ですが——ほぼ終了するこの時期に当たって、次のこ

とを問います。

1番、当町における介護が必要な65歳以上の高齢者がいる世帯数と、そのうち介護も65歳以上という世帯は何世帯か。また、65歳から5歳刻みで各年代ごとの介護認定者数とその比率をまず問います。

2番、介護支援づくりとして計画したサービス基盤整備は、計画どおり達成できたか。また、厚労省の最近の発表では、特別養護老人ホームへの入所希望待機者が全国で52万2,000人あるとしていますが、当町の状況はどうでしょうか。そして、その他のサービスにおいても十分利用者の要望に応えられているかどうかお聞きします。

3番、地域密着型サービスの充実として項目に上げている定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス及び1つの事業所から複数のサービスが提供される複合型サービスについては検討しているとしておりますが、検討の結果はどうでしたか。

4番、認知症による徘徊を地域全体で見守るためには、情報をもっと積極的に広く地域の方に伝え、協力を得やすくする体制が必要ではないかというふうに思います。地域の見守りについての現状と方針はいかがか。

5番、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核になる機関だと思います。センターの機能充実はどこまで図られたか、また全体として高齢化のピークを迎える10年後をめどに、地域包括ケアシステムが十分に機能してる社会の実現を目指すとしておりますが、それには今後町として何が必要であって、それにどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それでは、私のほうから1番から5番まで続けてお答えをさせていただきます。

まず、介護が必要な65歳以上の高齢者がいる世帯数は、現在1,071世帯となります。また、いずれも65歳以上の2人世帯で、どちらかに要支援、要介護認定を受けている世帯数

は234世帯でございます。

次に、5歳刻みの認定者数とその比率でございますが、65歳から69歳の方が56名、4.65%、70歳から74歳、143名、11.87%、75歳から79歳、196人、16.27%、80歳から84歳、299人、24.83%、85歳から89歳、285人、23.67%、90歳から94歳、163人、13.53%、95歳から99歳、53人、4.40%、100歳から105歳、8名、0.66%、105歳から110歳、1名、0.08%となっております。

次に、2番目の御質問でございます。

サービス基盤整備につきましては、広域型の介護老人福祉施設では、町内の特養1施設が、予定しておりました30床の増床が未整備となっております。

あと通所介護施設、これデイサービスでございますが、こちらでは予定より4施設、62人の定員増となっております。

そして、短期入所生活介護施設、ショートステイでございますが、こちらでは予定どおりの20床の増床となっております。

次に、地域密着型につきましては、地域密着型介護老人福祉施設では予定より20床の増床、また認知症対応型共同生活介護施設、これ認知症のグループホームでございますが、こちらにおいても予定どおり18床の増床となっております。

そして、小規模多機能型の居宅介護施設につきましては、太子西圏域の25定員、1施設が未整備となっておりますが、現在開設についての協議中でありますので、近いうちに達成できる見込みと思っております。

また、介護施設ではございませんが、主に自立あるいは軽度の要介護状態の高齢者を受け入れますサービス付き高齢者向け住宅、こちらのほうも現在町内で増えてきております。

次に、特別養護老人ホーム入所者の待機者数でございますが、7月末現在で要介護3以上の方では116名、うち在宅待機者が37名となっております。

次に、3番目の御質問でございます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行うものでありますが、訪問看護ステーションの中には24時間対応になっていないところも多く、24時間、365日対応できる事業所がないなど、介護看護サービスの一体的提供を行えるノウハウが完成するにはまだ少し時間がかかると思われます。

しかし、これまでの訪問介護で弱点であった、時間になったら帰ってしまう、また次の訪問まで間隔があく等が24時間サービスによってカバーすることができ、家賃などが発生しない分、施設の居住系サービスを利用する場合に比べると本人の負担も少ないことから、サービス基盤が整備されれば、それなりのニーズはあるものと推計されますので、連携が可能な事業所の開拓が今後さらに重要になると考えております。

次に、複合サービスにつきましては、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るものですが、医療が必要な人、重度の要介護者、ひとり暮らし、老老介護世帯が地域で安心して暮らすためには、医療ニーズの高い利用者に対して看護職による訪問を十分に実施できることが在宅復帰支援機能の充実につながることから、事業所に対し複合サービスへの参入を働きかける必要があると考えます。

しかしながら、看護職員、介護職員の新規確保が困難、また看護職員の夜間の対応が困難など課題は大きく、即座に対応していくことはなかなか困難な状況でございます。

次に、4番目の御質問でございます。

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明となった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう協力体制を整える

高齢者等徘徊SOSネットワークの構築を進めているところでございます。

具体的には、徘徊のおそれのある方について、事前に家族等から登録をしていただき、その方が徘徊によって行方不明になったときは、家族の方が警察に相談するとともに役場は搜索の連携協力を行い、ネットワーク関連機関である西はりま消防組合、太子町消防団、52の高齢者等見守りネットワーク協力事業所等へ協力依頼をするとともに、自治会放送等を通じて情報提供を呼びかける流れになっております。

なお、個人情報の公開は登録時に同意を得る形式としておりますが、個人情報保護の観点にも留意しながら、全てを公開するかは家族と相談し、ケース・バイ・ケースで対応する予定しております。

最後に、5番目でございます。

地域包括支援センターについてでございますが、高齢化の進展、またそれに伴う相談件数の増加等を勘案し、地域包括支援センター機能を今後強化する課題といたしましては、人員体制を業務量に応じて適切に配置する必要があります。

現在、センター職員はさわやか健康課の老人福祉係と兼務状態で勤務しており、現時点において職員数では介護保険法施行規則の基準からも十分と言える状況ではございません。

さらに、介護保険制度改正により、現在の業務に加え、地域ケア会議の充実、在宅医療介護連携の推進、認知症施策の推進等図る必要があります。

それぞれの役割に応じた適切な人員体制の充実強化を図るため、新たに生活支援サービスコーディネーターや認知症地域支援推進員の配置が必要となります。

また、地域包括ケアシステムを構築していくためには、地域の多様な支える力を集結させ、地域の自主性や主体性を持って、高齢者が住みなれた地域で生活が継続できる環境を整えていく必要があります、今後も医師会や介護

事業所、シルバー人材センター、社会福祉協議会、ボランティア団体と連携を図り、機能強化が必要と考えます。

このようにして、高齢者の生きがいや介護予防に安心して取り組める環境を整えることにより、元気に老人クラブやボランティア活動など社会参加をしていただきたいと思います。

そのためには、さわやか健康課だけでなく、町全体のまちづくり施策として全町的に取り組めるように、町内の地域ケア推進会議を実施していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 丁寧にご回答いただいております。

その中で、特に3番の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて再度お聞きしたいと思うんですけども、今後おっしゃってましたように高齢化がますます進む中で、地域密着型サービスや居宅での介護がますます重要視されてくるというふうに思います。

それで、介護は24時間四六時中のことでございまして、特に居宅での夜間の介護は本当に負担が大きく、また不安も高まってまいります。

そういうことで、殊に老老介護にあっては、排尿やおむつ交換等、ちょっとそのとき助けていただいたら本当に助かるのになということ、それから退院してきて間もないときなどは、自宅での看護が非常に不安であります。

そういうときに、夜間等に看護が巡回されるということは非常にありがたいことであり、安心して退院後の看護が家族においても居宅においてできるというふうに考えます。

そういうことで、ぜひこの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、これについて実現していただきたいというふうに思うのですが、今答弁の中でそういう事業所等少なく、また体制が整いにくいというふうなこともあ

りまして、なかなか現実ではまだここまで行っているところが少ないというふうに思います。

答弁ではそういうものを実現させていきたいということでありましたけれども、ぜひこれはやっていただいて、本当に在宅で看護、介護する者にとって安心できる状況に持ってきていただきたいと思いますので、再度これについての町の力の入れ方というものをお聞きしたいと思うんです。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） この24時間定期巡回、また随時対応型サービスっていうのは、やはりこれから在宅生活を支えていく上では非常に大切な事業でございます。

この事業は、やはり在宅において一番ネックとなっております医療的ケアの頻度の高い人、特に定期的なインスリンの注射をやっておられる方、また薬の定期的な服薬、そして水分補給が定期的に必要な方、こういう方の認知症を対応するためには、非常に小まめに、短時間でもいいですから回数を訪問するという、こういうのが絶対的な条件となってまいります。大体、1カ所おおむね30分以内というふうに言われておりますが、先ほども申しましたように、この事業所、今県内で私が知る限りでは6カ所しかございません。

こういうふうな状況の中で、やはり今先ほども申しましたように、まずスタッフの問題、看護師、介護士が非常に不足しているという問題、それとやはり事業所そのものの採算の問題、こういうふうなのが大きなネックとなっております。またこの事業は地域支援事業ということで、町長が指定する事業所となっております。特に町民の方しか使えないというそういう性格の施設ですんで、町内の事業所さんにこういうふうな事業参入を働きかけても、なかなか難しいのがございます。

しかし、そういうことも言っておられませんので、これ以上に積極的に町内の事業所さんに御無理も言いますけれども働きかけていき

たいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 ぜひそういうふうに積極的に町として進めていってきたいというふうに思います。

それと、もう一点抜けておりましたけれども、その地域包括支援センターのことですけれども、以前に福祉文教常任委員会のほうでこれについて調査したことがございますんですけれども、非常にPRが行き渡ってるかどうか、町民の方々にこのセンターの存在そのものがもう一つわかっていただけていないんじゃないかというふうに思うたりもします。

私の質問の中でも申し上げましたように、今後その在宅介護看護を進めていこうとするときに、このセンターが本当に中心になってやってくれたと思うんです。

それで、家庭で何かあったときに、ここへ相談すればいいんだ、ここが何か力をかしてくれるんだというふうなことで、安心してあそこだというふうに町民の方に思っただけのように、このセンターのPRにもっと努めていただけるようお願いしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で森田眞一議員の一般質問は終わりました。

次、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。

4番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、大きく1番目です。

犯罪を未然に防ぐ備えについて。

平成26年9月に神戸市長田区で起きた小1女児殺害事件では、防犯カメラの映像が容疑者逮捕につながったことが記憶に新しいものです。

太子町においても犯罪を未然に防ぐ備えについては、子供たちの下校時の見守り活動や学校メール配信事業、たつの警察署とも連携した防犯パトロールなどを引き続き実施し、

住民と行政が一体となって子供の安全と地域の防犯対策に取り組むという方針が掲げられています。

子供たちの下校時の見守り活動は、季節や天候にかかわらず自治会の防犯グループや老人クラブの会員によるボランティアさん方が主体となって実施していただいていることには感謝を申し上げます。しかし、見守ってくださる皆様も高齢者の方が多く、夏の暑いときや冬の寒いとき、また大雨の中での見守り等において、1時間も2時間も立ちっ放しではつらいときがあるとの声も頂戴していることも現状であります。

また、平成25年9月議会で防犯カメラについて質問させてもらったときには、生活福祉部長より小・中学校周辺についても周辺自治会に対してプライバシー保護の観点から理解を得る必要があるため、街づくり課、教育委員会及び各関係機関と調整し、慎重に対応したいとの答弁があり、教育次長からはルールづくりといった面も含めて総合的に検討させていただくとの答弁があったことを踏まえて、次の質問をいたします。

(1) 子供の見守り活動をされている老人クラブやPTAなど各種団体のボランティアの方から、何らかの事件、事故が起こった場合の責任について不安があるとの声も聞いているが、保険加入等の対応はどのようになっているか。

(2) 26年10月より兵庫県は防犯カメラ設置補助事業の追加募集を実施しているが、町内各地域からの防犯カメラ設置要望の現状と今後の設置対応について伺います。

(3) 小・中学校への防犯カメラの設置についてはどのように検討され、今後どのようになされようとしているのか伺います。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 御質問の1番と2番のほうを私のほうでお答えさせていただきます。

まず、町内での子供見守り活動は、現在老人クラブ、PTA、防犯グループ等との各種

団体の活動事業として行われておりますが、各自治会での子供見守り活動につきましては自治会が実施主体となり、自治会活動の一環として行われているのが現状でございます。

活動中の不慮の事故や事件に対しての保険につきましては、老人クラブの会員の方は社会福祉協議会が加入促進しております老人クラブ傷害保険が加入者のみに適用されます。

また、町内47の防犯グループに登録され、かつ兵庫県の地域安全まちづくり推進委員に登録されている方につきましては、兵庫県が加入しております兵庫県ボランティア・市民活動災害共済が適用となります。

また、活動主体が自治会の場合で、自治会の活動報告等で当該子供見守り活動が明記されている場合は、自治会活動保険の適用が受けられます。

なお、補償内容等につきましては、それぞれの保険により差異はございます。

次に、2番目でございます。

防犯カメラでございますが、防犯カメラ設置に向けた取り組みにつきましては、兵庫県が平成22年度からまちづくり防犯グループ等の地域団体に対し、地域の見守り力の向上を図る目的で防犯カメラの設置を呼びかけ、補助を行っております。

平成26年度においては、太子町1自治会が兵庫県防犯カメラ設置補助金を申請され、兵庫県より事業採択の決定を受けております。

太子町におきましては、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図りながら、犯罪の抑止力を高めることを目的に、防犯カメラ設置補助制度の27年度実施に向け、検討をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 3点目の御質問につきましては、私のほうから御答弁をさせていただきます。

学校園周辺や通学路への防犯カメラの設置は、子供たちの安全・安心の確保という点において一定の効果が期待できるものと考えて

おります。

しかしながら、設置目的の正当性、撮影、録画の客観的必要性、方法や情報使用の相当性や犯罪の発生する可能性と費用対効果などさまざまな検証やルールづくりを一つ一つクリアしていかなければならないため、現段階においては設置に至っておりません。

ただし、教育委員会としましては先ほど申し上げたとおり、犯罪抑止に向けた効果が期待できるものと考えておりますので、町内の学校園施設内の防犯カメラ設置については、各学校園と運用上のルールづくりを含めた協議も行いつつ、必要性、緊急性に応じて必要順位をつけるなどの効果的な方法において設置していく方向で考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず、1つ目ですけども、生活福祉部長のほうから老人クラブと防犯グループ、まちづくり推進員の方とか自治会の話が出てきました。

そういったところで登録ちゃんとされてる方は保険の加入もされているってことでございましたが、PTAに関してはどんな感じでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） PTAにつきましては、PTA行事ということであれば、PTA会員の方々の保険というものはPTAが入っておりますので、それに対応できます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 登下校、特に下校のときですね。私も子供会の当番が当たったりしてパトロールさせていただくこともあります。

そういったときに、日々拝見していると本当高齢の方々がよくしていただいて感謝するんですけども、中には何か事件、事故等があったときにやっぱり不安であると。責任の所在という面においても、こっちに振られるとやっぱり困るよなっていうふうな声をお聞きする場合があります。

今保険のほうは、登録されている団体が明確にあれば保険に入ってるということであるんですけども、各自治会のボランティアの方々を見ていくと、もうほとんどの自治会が見守っていただいていると思うんですけども、今の生活福祉部長及び教育次長の説明で網羅できてるんでしょうか。その辺だけちょっと確認したいんですけど。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 先ほどお答えしましたように、やはり自治会主体でやられているのが現状かと思えます。

先ほど自治会保険というの申しましたが、自治会保険の対象となるべき要件といたしまして、自治会の活動の一環でやっていただくということがございます。

その確認といたしまして、自治会のほうが活動の実績報告等出されておりますが、ちょっと確認したところ、やはりほとんどの自治会でそういう見守り活動はやられてるようでございますので、恐らくその辺は心配ないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ほとんどの場合が恐らく加入されているってことで安心かなとは思いますが、例えば町のホームページを拝見しますと、社会教育課の担当になるんだと思うんですが、太子町学校支援ボランティアに登録くださいという案内ページがございません。

そこを見ていくと、この学校支援ボランティアの支援内容例というところを見ていくと、登下校時のパトロールという支援のことが書いてあります。当然、学校支援ボランティアに登録すると、登録者はボランティア保険に加入しますっていう文言が明記されております。という形で、今現状は自治会の防犯グループであったり、老人クラブ、PTA活動であったり、子供会であったり、中には個人で本当にしていただいている方もいらっしゃると思えます。

そういった方々が各そのグループごとに入っているということではあるようですけども、例えばこの学校支援ボランティアっていうところに1つの組織として何か登録するというふうな形は考えられないでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） その学校支援ボランティアなんですけど、学校内における子供に対する補助的な見守りということで、支援ボランティアのほうの方で対応していただいておりますので、大体その団体というよりも個人で学校支援ボランティアに加入されてる方が多いということがございますので、その辺、その団体でしていただけるのかどうかというのは、それも団体という中ではしていただいてもありかなというふうには思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 太子町には学校支援ボランティアっていう制度があって、今次長のほうからもそういった形で検討もできるのではないかなというふうな説明であったんですけども、全国的に見ますと、例えば石川県の金沢市っていうところが大きな町ですけども、そこは子供見守りボランティアっていう1つの組織ですね。生活福祉部の担当であったり、教育委員会の担当であったりっていう横の割り振りじゃなくて、1つの組織として、子供見守りボランティアっていう形をとっていらっしゃいます。

先ほどの学校支援ボランティアっていう名称が変わっているというふうな捉え方もできますけども、子供見守りボランティアっていう本当1つの組織っていうか、横のつながりをきっちりと1つの組織としてされるというところで、当然この金沢の場合は教育委員会が主体となっているみたいです。子供見守りボランティアを被保険者とする傷害保険の加入手続っていうことも明記されております。

こういった保険に関しても、例えば見守っている最中に何らかの不慮の関係で子供さん

がけがしたとかという場合の賠償責任、そういったところまでの保険もきちっとされているようでございますので、その辺調査研究していただきまして、1つの団体にできるのであれば、そのほうがボランティアをされている方もやっぱり安心できると思いますので、その辺を考慮していただきたいなと思います。

また、そういった保険に関しての安心っていうことでもありますけども、それ以上にやっぱり行政、警察がしっかりと責任を持って見守り活動を支えていただくことで、ボランティアの皆さんの安心度も今以上に増していくんじゃないかなというふうに思います。

以前にも一般質問で取り上げたことがありますけども、今も青色パトロールということも巡回していただいております。ただ、やっぱり平日の午後の下校時間にあわせて巡回していただくっていうことがなかなかまだできてないのかなというふうにも思います。長期期間中とかはしていただいたり、おやじの会なんかで夜間のパトロールということもしていただいていると思いますけども、やっぱり平日午後の下校時間ということが大切じゃないかなというふうに思います。

警察のほうも人員の確保が難しいかもわかりませんが、できる限り巡回パトロールをしていただけるように要望していただくというふうなことをお願いしたいなと思います。

続いて、防犯カメラのほうですけども、たまたま今月の「広報たいし」に地域の目を増やしたい防犯特集ということで、本当にいい特集を組んでいただいていると思います。

ただ、ここで見ていくと、さっきの保険のこと全然触れられてませんし、そういったところもう一度検討していただきたいなと思います。

この中を見ていっても、防犯カメラっていうのはやっぱり大切なんじゃないかなというふうな御意見載ってます。そういったことを踏まえて、先ほど2番のところでは生活福祉部

長から平成27年度に何か制度を設けるというふうな説明があったんですけども、その辺もう少し詳しくお聞かせ願えますか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 本町単独によります防犯カメラ設置の補助金を今現在検討しております。

今先ほども申しましたように、県が防犯カメラ設置補助金の補助制度を既に設けておまして、その県の制度では補助金額8万円ということになっております。

できれば、それと同額の随伴補助という形で本町単独で出せたらなということを考えておまして、2ヶ所出すと16万円、実勢価格的には今20万円近くでできるというふうに聞いておりますので、ほぼ大きな持ち出しなしで防犯カメラを設置できるのではないかなということ、今現在その詳細の部分については詰めております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今27年度から太子町単独で補助ということを考えられてるってことでございます。

本当、先ほど部長もおっしゃったように、防犯カメラ20万円ぐらいで今設置できるというふうに聞いておりますので、県の補助と町の補助、8万円、8万円で16万円、これはすごい自治会のほうも喜ばれるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、やっぱりプライバシー保護の観点とかガイドラインづくり、ルールづくりというところも調査研究していただいてやっていかないといけないんだなと思うんですけども、その辺のガイドライン的なもの、また要項のようなもの、そういったものの設置についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） この防犯カメラは、前回もお話ししましたとおり、やはり地域住民の理解が得られないとまず設置は不可能だと思います。

特に防犯カメラですんで、常時24時間撮り続けておりますので、やはり地域住民の方にもどうしても隠し撮りという印象を与えてしまうわけございまして、特に収録された映像が逆に外に流れないんだろうとかいろいろ問題ございまして、防犯カメラの向きとか設置方法もあるんですが、このもろもろのことを1つの運用基準として定めまして、これを設置することが条件で補助要項の中に決めていきたいというふうには考えておりますので、当然運用の規程等もつくっていただく予定はしております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その辺よく検討していただいて、ルールづくりのほうもやっぱり周知っていうのが大事だと思いますんで、その辺しっかりと対応していただきたいなと思います。

あと一個、ちょっと確認ですけども、部長の答弁の中で、26年度1自治会が申請されて適用されたっていうふうにおっしゃったと思うんですけども、具体的にどちらのほうにつけられたんですか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 矢田部自治会でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 当然、その矢田部さんの自治会のほうでつけられたっていうことは、住民の方への周知、またルールなんかもしっかりとされたんだと思いますけども、その辺いい成功例というような形でほかの自治会さんにも紹介していただきたいなというふうに思います。

防犯カメラ、今度3番目の小・中学校への設置のほうですけども、先ほど次長のほうからは学校園のほうとルールづくり等を話し合った上で設置の方向で考えているというふうな答弁だったんですけども、その辺もう少し具体的に何か今わかってることがあればお聞きしたいなと思います。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 来年度以降ということでの話で今申し上げたつもりでございます。

やはり設置するに当たっては、今生活福祉部長も御答弁されたようにプライバシーの保護とか、学校であれば保護者の理解、そういったものが当然必要になってきます。

そういった上で、ルールづくり等を含めて、それぞれの方々とも協議を行いながら設置していかなければならないというふうを考えておりますので、来年度以降すぐそれができるかというのは今のところはまだ未確定の要素がございますので、我々としてもそういった方向では一応考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 教育委員会さんのほうも県の補助の対象でつけられるのかなというふうに考えたりもしますけども、教育委員会の単独の予算でということも可能なのかなとも思っています。

仮に県の補助を使われるということであれば、生活福祉部のほうの担当の範疇と教育委員会の範疇で数の調整なんかも必要になってくるのかなとも思いますんで、その辺よく検討していただいて、財政的なこともあると思いますんで、その辺はやっぱり子供たちの安全ということにかかわりますので、よく検討していただきたいなというふうに思います。

続いて、2つ目のほうに入っていきます。大きな2つ目です。

住民ニーズの把握と情報発信について。

北川町長は平成26年度施政方針の中で、政策の9、「自治と連携による力強いまちづくり」について、まちづくりの集いや町民提案箱などにより住民ニーズの把握に努めるとともに、パブリックコメントや審議会への公募委員の参加など幅広い公聴活動を展開し、町民の皆様の見解を反映する。さらに、町内外への行政情報の発信として、「広報たいし」

と太子町長定例記者会見のさらなる内容の充実により、魅力ある町の情報発信を行っていくと述べられたことを踏まえて、次の質問をいたします。

(1)町民提案箱の成果と課題について、どのように考えているかを伺います。

(2)今年度11月6日に行われたときめきスクール「町長と子育てを語る会」の内容と今後の住民ニーズの把握に関する取り組みについて伺います。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 2点のお尋ねでございます。2点とも私のほうからお答えさせていただきます。

まず、町民提案箱には年間約10件程度の提案がございます。町内公共施設11カ所に設置している提案箱、またホームページ内にある提案箱。合計で、24年度12件、25年度9件、26年度は11月現在で6件の意見、要望がございました。

町民提案箱は、町民からの意見を把握する手段の1つとして位置づけておりますが、住民ニーズに対して実現可能なものについては積極的に取り組んでいるところでございます。

最近では、自習スペースの設置の要望に対しまして、文化会館のみどりの相談室を夏休み期間に開放するなどの措置を講じたところでございます。

ただ、せっかくの提案でも実現不可能なものもかなりあり、その場合は丁寧に理由を説明しているところでございます。

今後は、この町民提案制度をより充実してもっと広く意見が得られますようにPRをいたしまして、住民ニーズの把握に努めていきたいと考えております。

続きまして、ときめきスクールにおける「町長と子育てを語る会」につきましても、子育て世代の町民の皆さんが町長と直接意見交流をする中で、保護者自身が子育てについてどのような思いや考えを持っているかを把握するため、ときめきスクールの一環として

開催いたしました。

11月6日に文化会館研修室で小学校保護者を対象に開催し、保護者19名が参加いたしました。

12月8日には中学校、9日には幼稚園の保護者と開催を予定しております。

会の感想としましては、子供と時間を共有することの大切さを感じたとか、また子育ては怒るばかりではなく見守ることが必要等の意見が寄せられ、また子供が外で遊ぶ場所をつくってほしいとの要望もございました。

今後もこのような機会をつくるとともに、パブリックコメント、町民提案箱、まちづくりの集い、また連合自治会との懇談等を通して、可能な限り住民ニーズの把握と、またこのたびホームページ等をリニューアルしておりますけれども、情報の提供等も一層進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず、町民提案箱の成果と課題についてお伺いしたんですけれども、平成24年度12件、25年が9件、今年度は11月の段階で6件っていうふうにおっしゃったと思うんですが、予想してたよりも多かったなというふうには思います。もっと少ないのかなと、もう全然ないのかなというふうにも思ったりしました。

内容的にも、その自習スペースを解放したというふうないい情報も今初めてお聞きしたような気がします。

そういったところを踏まえていくと、この今年度6件とかという数字が多いのか少ないのか、ほかの市町と比べてどうなのかっていうふうなことはちょっとわかりかねますけれども、いろんな団体さん、自治体を見ていくと、本当活発にされてるなっていう自治体やっぱりあります。

その辺、ホームページのリニューアルに向けてっていう形でちょっと提案というか、よそさんの成功しているような事例を紹介しつつ御意見を伺いたいんですけれども。

太子町の今のホームページを見ると、町民提案箱ということで、たくさんのお意見、アイデアをお待ちしていますという文言は確かにございます。提案の公表については、必要に応じてホームページなどで公表させていただく場合がありますというふうな文言が書いてあります。

その辺を踏まえてよそさん拝見していくと、やっぱり町民提案箱というネーミングですね。ちょっとかたいのかなと。住民の方にお聞きしたことがあるんですけども、町に対して言いたいことはあるんですけども、提案とまではいかんなど。でも、ちょっと一言言いたいんですけどもというふうな意見を聞いたこともあります。

その辺を踏まえていくと、やっぱりネーミング1つで住民の方々の受け方とか捉え方、反応も変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

最近始められたみたいなんですけれども、佐賀県にみやき町というところがあります。本当何げない文言変わってるだけです。町民提案箱じゃなくて「わたしの提案・意見箱」、もうそれだけのことなんですけれども、それでもやっぱりかなりいろんな御意見、アイデアが来ているようでございます。

ほかにも兵庫県で行くと香美町なんかもそういうネーミングをされてます。

もっと見ていくと、お隣の姫路市は「市政ふれあいメール」というふうな形でホームページで出されてる。加古川市は「スマイルメール」というふうなネーミングでされております。姫路も加古川も、先ほど紹介した香美町なんかもそうですけれども、太子町の場合は必要に応じてホームページなどで公表させていただくっていうことで、先ほどの文化会館の自習スペースが解放されたっていうこと、我々も知らないことです。そういったことが、いいことされてるんだっていうことやっぴり公表していくっていうことは大事なんじゃないかなというふうに思うんです。

ほかにも活発に意見が出ている自治体を見て

いくと、提案、御意見に対してやっぱりきちっと回答されてます。回答が載ってるっていうことで、町民の方で同じような考えを持ってらっしゃる方が、私も言いたいんだけどというときに、町はこんな考え方してるんだということがわかるっていうこと、疑問の解消になりますよね。疑問の解消になったら、そこからまた新たな提案とかアイデアが生まれることもあります。

そういったことも踏まえていくと、やっぱり公表するってことは大事なのかなっていうふうに思います。

その辺含めて、今回のホームページのリニューアルに際して考慮してもらいたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 議員さんおっしゃるとおり、今回のホームページのリニューアルにおきましては、住民に親しみやすい、どちらかというと行政の目線で作ったようなかた苦しい内容のホームページじゃなく、見て楽しいホームページにしたいなというふうに考えてリニューアルを進めております。

そうした中で、先ほど御指摘ございましたネーミングの話ですけど、確かに文字の捉え方によっては非常にかた苦しく感じるものがございます。

そうした中で、誰もが気軽にちょっとした意見が言えるようなネーミングというのは非常にいいことではないかなというふうに思って、早急に検討させていただきたいと思えます。

また、公表につきましても、個人的には全ての質問者に対して御回答させていただけるんですけども、中にはホームページ等への掲載等をしてほしくないという質問者の依頼のほうもございますので、その範囲内を含めまして、名前はもちろん公表しませんが、こういう質問がありました、こういう内容で回答しますということについても公表に努めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 いい制度でありますんで、いい制度がつくられてるっていうことは、もっと有効に活用するっていうことがやっぱり大事なんだというふうに思いますんで、その辺成功されてるようなところを参考にさせていただいて、ぜひホームページのリニューアルのとき、楽しみにしております。

2つ目のときめきスクールですか。これも非常にいいことされてるなっていうふうに思います。今までの自治会長さんだけ集めたまちづくりの集いじゃなくて、こういう子育て世代の方の御意見をざっくばらんに町長と語り合うっていうふうな企画がされたっていうことは本当いいことだというふうに思ってます。

ただ、次も中学校、幼稚園というふうにとときめきスクールということでされるっていうふうな話でございました。

言い方がちょっと難しいですけども、ときめきスクールに参加されてるお母さん方っていうのはやっぱり働いてらっしゃらない方が多いのかなというふうにも思うんです。逆にフルタイムで働いてる方は、そういったPTAの行事になかなか参加しにくい方もいらっしゃる。そういった方の御意見を聞く機会であるとか、ほかにも例えば子育て世代のお父さんの意見を聞くとか、町内にはほかにも公民館で活動されてるグループとか、スポーツやっけてらっしゃる皆さんとか、例えば障害者の方がいらっしゃる御家庭の方々とか、本当いろんなジャンル、カテゴリーのグループ、団体がございます。

そういった全ての団体、グループの皆さんと町長と語る会をすぐに開けていっても時間的にも困難だとは思いますが。そういった制約は承知しているんですけども、できる限り町長の時間を調整していただいて、こういった機会をさらに企画してもらえたらなというふうには思います。

時には町長でなくても副町長が行かれても

いいと思いますし、教育長が行かれてもいいと思います。直接担当の部長、課長が行かれてもいいと思います。

そういった形で住民の皆さんと直接町のトップの方々が膝を突き合わせる機会があったらなというふうに思うわけですが、その辺最後になりますけども、今回ときめきスクールのお母さん方とお話しされたということも踏まえまして、町長のほうの考えをお聞かせしていただきたいなと思います。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） 行政というんか、役場というところは、往々にして待ちの姿勢になりがちな部分があるのではないかなというのは私自身感じておりましたので、今回こういった企画を教育委員会のほうに投げかけ日程調整して開催したところでございます。

今後、先ほど首藤議員言われたように、限られた時間ではありますが、そういった機会がとればまたどんどん出て行って、いろんな方とのそういう話す機会は設けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 そういった機会があるというふうな形がいろんな住民の方に知られていくことで、太子町よくなったなど、変わってきたなというふうな印象にやっぱりなると思いますので、その辺を踏まえて、これからもどんどん企画して行っていただきたいなというふうに思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本恭子） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 おはようございます。

8番吉田日出夫、通告に従い一般質問をいたします。

きょう特に一般質問させていただくのは、過去私も2回ほど本会議で斑鳩寺の文化財の管理について、いろいろとお話をさせてもら

っております、その中で特に斑鳩の今指定文化財の中で県の指定を受けております斑鳩寺の庫裏、建てられたのが16世紀の中ごろで、建造物がもう古くなっており、傾きが出てるといようなことで、過去に県会議員さんなどの協力も得て、とにかくこの修理を早く進めてもらいたいということで話をさせていただいて、県のほうの回答も着工を26年度にやるという正式約束を回答いただきまして、安心をしておりましたんですけども、その後思わぬ東日本の震災がありまして、その着工が2年間遅れるというのは、通常2年ごとにお寺とお宮とが、この建造物が修理されるんですけども、東日本のそういう震災の関係で県の予算に問題が起こるといことで、また2年間の延長で平成28年度の着工といことで我々は回答を受けておりましたんです。

ところが、直近お話を聞きましたら、情報の中にまだそれが伸びる可能性があるといような情報が入りまして、それで当局、お寺さん含めて、県のほうに本当にそうなのかとい確認をしていただきました。

それで、県のほうもお寺に出向きまして、関係者が集まった中で県のほうの回答が出ましたんで、その内容を住民の方、また議員の方、当然県の指定で建物を修理するといことになったら行政の予算も関係するんで、議員の方々にもきちんと認識をしていただきたいという考えもありまして、あえてここで一般質問させていただくんですけどもね。

そういう内容で、項目的に申し上げますと、1番としては基本設計開始時期及び着工、完了予定はいつになるか。

2番目として、事業費負担配分はどうなるのか。

3番目としては、業者選択方法はどうか。

特にまだほかにも聞きたいことがあるんですけども、これは当局の答えの中でまた確認させてもらいますけども、一応3項目をまずお答え願いたいんですけど。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） それでは、御答弁させていただきます。

まず、1点目の質問なんですけど、これにつきましては斑鳩寺庫裏の保存修理につきましては、県文化財担当者からの説明では、現在のところ28年度着工に向けて、基本調査を27年度後半に行いまして、32年度完了予定をしているところであります。しかし、事業内容及び進捗状況等によっては、完了年度の変更はあり得るとのことです。

2つ目の質問ですが、事業費の負担配分につきましては、補助対象事業費に対して、県が3分の1、町が3分の1、事業主が3分の1の負担となります。

3点目の質問ですが、業者の選択につきましては、事業主である斑鳩寺側で選定することになりますが、県の補助金を受けますので、入札執行及び契約事務等につきましては、町が行います入札執行の方法に準じて事務手続を行うこととなります。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 ただいまの回答の1番の基本設計の開始が27年度ということなんですけども、当初我々が確認させてもらいましたら、当然基本設計が入り、28年度に予算を組むという関係から言いましたら、大体その基本設計は、当然細かいことは基本設計が出なければわからないと思うんですけども、どれぐらいの金額がかかるかというのが一番注目したい形と私は思うんですけども、そこら辺はどうなってるんですか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 事業規模につきましては今のところ未確定といたしますが、基本調査を行っておりませんので、事業規模についてはわかりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員、済いません、ちょっと休憩します。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時05分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 議長がおっしゃらなくても、それは当然過去にも何回もそういう話が出て、要するに政教分離という形の内容であれですけども、ただ私が思うのは、どちらにしてもお寺、行政、それと顕彰保存会、町民ですね。ここが一体にならないとできないという形。

それと、予算に関しては議会を通らなければ、当然これは進まないという形がありますんで、何もそういう形だけで、そういうことよりも私が言いたいのは議長自身ももっとこういう問題に対して前向きに考えていただいて、だって太子町でこの斑鳩寺をやっぱりみんなで守っていく、そういう形が一番大事なのよ。本当にその内容であなた認識されとんかね。

○議長（橋本恭子） 吉田議員、それはちょっと今議長に聞くことではありませんのでね。通告に従ってしてもらってますが、私に意見を求める場ではありません。

だから、議員さん、やはりその質問について、しっかりと自分の主張でしてください。これは別です。

○吉田日出夫議員 しっかりと主張で物言うてます。おたくがいろいろ言われようから、私はあなたに確認をしとるだけです。

そういうこと言うとしてもしょうがないんで前進めますけども、それで一応内容はわかりました。

ただ申し上げたいのは、やはり何回も決められたことが、県の予定が変更されないように、私が言いたいのはお寺さんが中心ということは言わなくてもわかっておりますけども、教育委員会含めて、行政のほうもやはり県のほうにちゃんときちっと進めていただくということ、を常日ごろからそういう姿勢でお願いしてもらいたいと思うんですわ。

というのは、これは要望ですけども、やっ

ぱり庫裏だけじゃないんです、斑鳩寺の修理せなあかんの。あと仁王門も当然見てもらったらわかるように、台風で瓦飛んで、どこのお寺にトタンぶきで上だけほったらかしとるといふ、そんなとこないです。

そういうことからいって、やっぱりお寺と相談をしながら、当然この内容も委員会ができて話が進むと思うんやけど、そういう中でこういう問題の認識を伝達するというのも周知してもらふ、町民に。そういうこと含めて、やっぱり行政のほうも力を入れてこういう考えをきちっと前進めるようにしてあげてもらいたいんです。

お寺なんかほっといたら、何しよんかいな、動きを考えとんかいなって思わんことは、私はないんです。

そういう意味からいうて、きちっと行政の指導をしてあげたいと思います。また、そうでないと、次にやらんなんことがたくさん待ってますもんね。というのはお金がかかるんで、やっぱり計画を立ててきちっと、だからこういう委員会が今度できると思いますんで、そういう委員会の中で次のことも考えを出して、教育委員会の担当のところはやっぱりお寺、またせつかく顕彰保存会という町民のそういう会も集まりますんで、そういう意味合いでお話を進めてもらいたいと思います。

以上です。終わります。

**○議長（橋本恭子）** 以上で吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

次、服部千秋議員。

**○服部千秋議員** それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

できるだけわかりやすい言葉で、私も当局もやりとりできたらいいと思っております。

こういう質問を町民の方にやるのだという話をしてたときに、いろいろわからない言葉、町民が見てわかるようなやりとりしてもらいたいという御意見もいただきましたので、細かいことがどうのこうのじゃなくて、わかりやすく私も言いたいと思いますので、

よろしく申し上げます。

1点目ですが、子ども・子育て会議の進捗から現在言えることを御説明ください。

子ども・子育て会議について。

(1)進捗状況は。

(2)進捗状況にあわせてどのような行政を行おうと考えているか。待機の実態を現状にあわせてどのように解消していこうとするか。個々の施策について、現時点で言えることと言えないことがあるとは思いますが、できる限り具体的にわかりやすくお願いします。

**○議長（橋本恭子）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（井手俊郎）** 子ども・子育て会議の進捗状況についてでございますが、平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て支援法の新制度がいよいよ来年4月にスタートいたします。

これまで子ども・子育て会議において、27年度から5カ年の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその見込みに対する確保方策について、また計画の基本理念や基本目標の検討を行っていただいております。

今後、12月15日に開催を予定しております第6回子ども・子育て会議では、全体計画の素案並びに利用者の負担額、保育料でございますが、この案を提示させていただき、御審議をいただく予定でございます。

次に、2番でございます。

今回の計画は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していく目的で策定することとなっております。教育・保育の利用見込みについては、ニーズ調査などをもとに算出した平成29年度末までの必要量、約200人定員分を確保すべく、認定こども園の新設、または定員・定数増員により対応していく予定でございます。

一方、地域子ども・子育て支援の各事業につきましては、平成31年度までの計画年度内に全ての事業を実施できるよう、計画的に取

り組んでまいります。

特に、現在未実施である延長保育については来年4月より実施。病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、近隣市町での実施状況等も参考にしつつ、計画内に実施に向けた検討を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 本町で今決めておられること、それから近隣の市町に問い合わせしてほしいということも今言われてる部分があるんですが、今おっしゃったのは12月15日ですか、15日に審議をされるということですが、一番気になっているのが負担の額でありまして、その会議が終わってないから言えないというふうに行政側は言われると思いますが、現行の保育料、これは「広報たいし」にも載っておるんですけども、保育所はそれぞれの所得に応じた額ですが、幼稚園は保育料6,500円と今なっております、非常に心配するところは、言葉ではこれについては応能負担という言葉を用いて表記されているわけですが、可能とされているわけですが、恐らくは今後この額が特に幼稚園側において変わっていく可能性、変わっていくというのは増えていく可能性があるのではないかというふうなことを心配しております。

急激にはそういうことはされないのかもしれませんが、そういったことについては、方向性で結構ですが、額は15日の会議が終わってないので言えないと思いますが、方向性としてはどのようになるように現状において当局は考えておられますか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 幼稚園の保育料ですが、今現在6,500円という定額でいただいております。

それがこの27年4月からは、国が案として示されているのが応能負担ということで通達が出てきておりますが、本町においても国に従って応能負担というものはしていかなければ

ならないかなというふうに思っております。

ただ、周知期間が少ないということも考えますと、今すぐ国が示しているような金額の保育料をいただくということはとても無理な状況でございますので、今現在の定額の6,500円をベースとした金額の中で考えていかざるを得ないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 よくわかるようなわからないような御答弁なんです、要は今後上げていくであろうということだというふうに思いますが、今うなずいておられますけれども、そうしますと、今本町は幼稚園、保育所、当面このままやるということが、この「広報たいし」にも書いてあるんですが、可能性としては幼稚園のほうから保育所のほうに、幼稚園の値段が高くなるわけですので、人が流れていくのかもしれないし、それは様子見なければわかりませんが、当局は事務のいろんなことの調整を来年の春に向けてやってきているというふうにこれまで福祉文教委員会等で答えてきていると思いますが、事務的な内容を、つまりそれぞれのところでやる内容については、それぞれにおいてどのように詰めてきているのか。何かこれまでと変わったことを4月以降やっていこうという部分はあるのでしょうか、ないのでしょうか。それぞれの部署からお願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 事務的なことということ、ちょっとイメージしにくいんですけども、まず現在10月から新たに来年の入園者向けの園児の募集を始めております。

この募集につきましては、来年度、新制度から新たに認定というふうな1つの手続が必要となっております。現在はその認定事務については、幼稚園を希望されてる方は教育委員会で受け付けをしております。そして、今現在の保育所を利用されてる方、また保育所

を希望されてる方は社会福祉課のほうで受け付けのほうを行っております。

ただ、来年の4月からは、これ受け付けだけではなく、いろんな新たな業務がまたこの子ども・子育て支援の中で発生してまいります。この分についての事務等内部の事務処理については、まだ今後検討する余地がありますので、その辺機構改革も含めての検討というのは必要になっていこうふうには私は考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 一緒です。

○議長（橋本恭子） どちらも同じ意見。

教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 今生活福祉部長が御答弁されたと同じでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 子ども・子育て支援新制度によりそれぞれが、それぞれといいますのは幼稚園が保育所のいいところを、それから保育所が幼稚園のいいところをと。国の文言も本町の文言もそれぞれのよいところをとってよいとか、よいところを一緒にしていい制度をつくるのだとこう言ってるわけですが、それぞれのいいところをどのようにそれぞれ伸ばそうとされてるんですか。それぞれの部署、お願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 今度新たにできます認定こども園、当然この認定こども園と申しますのは、従来の公立の幼稚園で行っております4歳児、5歳児の2時までの預かり、預かりの部分でございます、預かりと幼児教育の部分。この分を認定こども園の同じ屋根の下でゼロ、5歳の幼児に対しても同時に同じ場所で行うという、1つそういう大きなメリットでございます。

当然そうなれば、幼稚園、保育所を園児両方お育ての御家族に対しては1カ所の園で全ての子供たちを預かっていただけるというよ

うな大きなメリットがまずございます。

あと、特に今国が上げております認定こども園に対する特別13の事業というのを上げております。

当然この事業の中でいろいろそれぞれ子供に対して、子育てに対してのサポートする事業でございますけども、この中にも先ほど申しましたように、延長保育を当然認定こども園の中で利用も考えております。7時7時という、朝7時から午後7時というのも当然視野に入れておりますし、これは4月から保育所の部分ではもう実施をしております。

それと、病児・病後児保育につきましても、本来なら保育所、幼稚園、それぞれ個々で考えることではございますが、認定こども園になりますと、小学生3年生、小学6年生というような範囲を広げても対応できるかなというふうには考えております。

それとあと、ファミリー・サポート・センター事業につきましても、これも従来の学童でもカバーできない部分、違う意味のカバーっていうのは可能になってまいりますので、このようにいろいろな今回の認定こども園制度についての個々の事業も新たに計画されておりますので、当然この辺も一つ一つ先ほど申しましたように5カ年の間で計画、実行のほうに移していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

保幼のそれぞれの違いのいいところということで、お答えさせていただきます。幼稚園のというところでの部分を答弁させていただきます。

幼稚園、幼児教育という教育がついていまずところの違いというようなところで、やはり集団の中で規範、またはルールづくり、または基本的な生活習慣等を身につけることによって、小学校への円滑な移動というようなこと、また保護者の協力を得ながら、またその横のつながりをしながら見守るというよう

なことを心がけて、この集団生活を維持していこうというようなことを考えております。

以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** 服部千秋議員。

**○服部千秋議員** ちょっとよくわからなかったんですが、私がお尋ねした趣旨は、保護者の側にしますと、私もそうでしたが、子供がその年齢になったときに、保育所にやるのか、幼稚園にやるのか。保育所にやるのであれば、どこにやるのか。どこにというのは、もし私立のところやるのであれば、どこにやるのか。それぞれの特徴はどういうところにあるのかとか、そういったことを考えて、ここにお願ひしようかなということを決める方がたくさんいらっしゃると思います。

そういうわけで、今それぞれ部長及び教育長がお答えになったのは大ざっぱなところですね。教育長がお答えになったことは保育所でも当然やるべきことでありますし、保育所においてもそういうことをきちっとやられておられる民間のところもたくさんあります。

私は、それぞれの部署がそれぞれの今管轄してるところのよいところをもう一回現場と確認し合いながら、それぞれのいいところをとってやっていこうということを言われてるわけですから、されるべきであると。

もちろん、それぞれがこれまで政府における管轄が違ってきたわけで、建前上は幼稚園のほうが教育的な機関であるということになってるわけですが、実際にそれぞれの現場においてなされることは違うことも、特に私立においてはあります。

ですので、今具体的なことをここでお答えにならなくても結構ですが、そういったことを十分これから考えていただきたいと思ひます。

何でもいいんです。例えば、本町の町長は英語活動のことを言われたと。そしたら、それを幼稚園においてもそういう活動をさせるような場をつくってみたいとか、あるいはほかのことでもいいんですけど、ほかの活動でこういうことをやってみたいと。保育所にお

いては、音楽の鼓笛隊のようなことをやっておられるところもあるし、そういうことを含めてやっていくようなことも考えてみたいとか、内容について深めていただいて、保護者から見て魅力のある本町の教育になっているなというふうに進めていただきたいと思ひます。

今当局がお答えになってるのは、金額的なことですか、時間のことですか、そういうことをお答えになってるんですね。場所を同じ場所でもできるとかね。

そういうことでなくて、内容においてそれぞれのいいところ、それからまたこれから新たに来年度指導主事も置こうとされてるわけありますから、内容について充実したものにしていきたいという要望の、そういう気持ちを持っておるんですが、このシステム的なことだけでなく、内容についてもこれから十分、できることとできないことありますが、検討していただけたらと思うんですが、それぞれの部局のほうで、そういうお気持ちについてはいかがでしょうか。

**○議長（橋本恭子）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（井手俊郎）** まず、来年からこの新制度が導入されるわけでございますが、とにかく保育につきましては特に質の高い保育、また細かな保育ニーズに応えられるような提供体制、まずこの辺を整えていきたいというふうには考えております。

あと、町内、私立の保育所が多うございますので、当然その辺と連携をとりながら、それぞれの個性を出していくのも必要かなというふうに思っておりますので、公立は公立、私立は私立、それぞれ個性的な保育、特に質の高い保育を目指していきたいというふうには思ひます。

以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** 教育長。

**○教育長（寺田寛文）** 教育ですので、ルールがございます。幼児教育は、学習指導要領にのっとなって、その中でより質の高いもの、何も周りがこれしなければいけない、これが

進んでるというのじゃなくて、子供が今何を求めているか、地域は何を求めているか、保護者が何を求めているか、それを吟味しながら、この子にとって一番いいもの、伸びるものを教育していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 質というのは内容でありますので、内容を十分お考えいただきたいと申しておきます。

それで、当面保育所及び幼稚園はこのままだと。特に町の施設においてはこのままということなんです、当面というのは何年ぐらいこのままでやれるのか。それとも、これが将来の認定こども園になるのか、そのあたりのここ数年はどのように本町においては考えていますか。それぞれの部署、お願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 保育所で町の施設は斑鳩保育所1カ所でございますが、斑鳩保育所は将来的な認定こども園化というのは当然視野に入れております。

ただ、隣に公立の幼稚園がございますので、幼稚園のお考え方等やはり整合しながら、時期等考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 幼稚園につきましては、今公立の幼稚園4園ございまして、それぞれの園によりましては人数的に多い園と少ない園がございますので、その辺のところを見きわめながら、認定こども園にというふうなことを考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今のお答えでは、両方の部局とも何年ぐらいとか数年とかそういうことが一切ないので、様子を見ながらということだったので、お答えできない状況だというふ

うに判断をさせていただいておきたいと思いますが、これからこれ移行をいろいろしていく制度だと思いますので、その都度住民の皆様に、直前にでなくて、丁寧な情報の提供を、かといって私たち議会にも来年4月からの保育料がすぐに3月議会に出されてとか、こういう状況になるわけですが、できるだけ早く議会にも、また住民にも情報を出していただいて、特に住民のほうから混乱並びに苦情のないように進めていただくように申しておきたいと思います。

それでは、2点目に行きます。

特別支援教育の要請に細かく対応すべきだという点について問います。

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた支援が平成19年4月学校教育法に特別支援教育が位置づけられ、全ての学校において障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなっています。幼児・児童・生徒個々の教育的ニーズを十分調査し、生活や学習上の困難を改善または克服するための取り組みが求められます。特別支援教育の要請が本町でも高まっているのではないかと思います。その現状を説明いただくとともに、その対応についての見解をお述べください。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

本町の特別支援教育の現状とその対応ということについてお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、当町においても特別支援教育を望む声は年々大きくなっているのが現状でございます。

特に、ここ数年は障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育という意味であるインクルーシブ教育が一般的に推進されるところであります。義務教育であっても、特別支援学校ではなく、区域内の小・中学校を希望される保護者も増加傾向にあると思っております。

したがって、当町にしましても、子供一人一人の教育的ニーズを把握して、適切な

指導と必要な支援を行い、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子供にも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上、生活上の困難のある子供にも、さらには全ての子供にとってもよい効果をもたらすことができるものと考えていますので、施設改修等のクリアしなければならぬ障壁が多くある場合もありますが、着実に推進していくものとしております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今のお答えも抽象的でわかりにくい面があったんですが、結局最近具体的にどういう要請が保護者から増え、本町ではどういうふうにやっておられるのかということをお答えいただけたらありがたいんですが。

それから2点目ですが、本町は該当する幼児・児童・生徒は大体何%ぐらいですか。六、七%ぐらいですか。何%ぐらいが対象に当てはまっておりますでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 特別支援を要する児童・生徒はそれほど変わっておりませんが、特にこれまでと違っておりますのは、重度というんですかね、本当に手の携わらなければいけないような児童・生徒についても、本町でお世話を願いたいという保護者もございます。そういうところが少しインクルーシブ教育という面で対応を迫られているところだと思います。

2点目は、今議員がおっしゃったように、全国的に見ましても大体児童・生徒の約6%から7%の範囲内で、本町もそのような支援を要する児童・生徒が在籍してるように感じております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私、高校の先生方と今も時々話すこととか内容を聞くこともあるんですが、例えばこういう子供さんがおられます。ほとんど話したり聞くことができない子

供さんが、少しは話せるんですけども、普通の教室に入って、これは親が社会に出て、そういう人たちと触れることになるのであるから、子供のときからそういう場に置いておこうとか、あるいはまた知的にほかの子供さんよりも大分違った状況の方が行かれていて、一緒に教育を受けていると。なので、教師はそういったことにも配慮しつつ生徒に接するなり、個別にできる部分はするとか、例えばね。そういったようなことなんですけど、そういったことを、これ私も自分がやれと言われてたら本当に大変なことだなと思って、それ話を聞いているわけですが、そういったことには教師がもっともっと研修を、今してないと言いつもりではありません。もっともっとしていただかないと、対応が難しいんじゃないかと心配をいたしますが、本町においてはそういう教員の研修はどれぐらいの程度でなされているのでしょうか。

また、それを確保する時間があるのでしょうか。そのあたりはどのような実態でしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 今高校の生徒に対する例題を挙げられましたのですが、どのような程度の生徒さんかちょっと把握できませんが、やはり義務教育の範囲の中では、医療的手段を施す場での児童・生徒については、それなりの研修を積みながら、その子にとってよりよい学校生活が送れるような研修は他の教員よりも数多く積みながら、今そのより高度な研修、教員としての質を高めているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 ちょっとなかなかよく具体的におっしゃりたいことが、やっていますということだけであってよくわからないんですが、それぞれのケースがありますので、その都度できるだけ細かく教員の中で情報を共有していただいて、これは専門的な方の対応の仕方も学ぶ必要があると思います。

最近、ラジオでそういう生徒に対する対応をされていた医師の方が放送されていたのを、たまたま車を走らせてるときに聞きました。

そのときに、子供にこういう対応をしてるんだという、それテープにとったものを流されていたんですが、そういうことを何回もすることは難しいかもしれませんが、できる限りこういう場合はこういうふうに対応したほうがいいということについて、そういう需要といますか、そういうお気持ちから保護者様から増えてきてると思いますので、そういうことに十分配慮をいただいて、本町でもやっていただきたいと。これまでもされてるのかもしれませんが、配慮をさらにしていただいて進めていただくよう、最近の流れからそう思いますので、ここで求めておきたいと思います。

3点目に行きます。

役場内の女性の地位を向上させよ。

男女平等の社会の実現に向けて、女性の地位を向上させる必要があります。役場内部において、現在女性管理職の割合が極めて低い。全くゼロではありませんけれども。その任にふさわしい女性は、管理職として働いていただくべきだと思います。今後の本町の考え方はいかがでしょうか。

(1)平成26年12月1日時点の正規職員は男女それぞれ何人で、女性職員の比率は何%か。女性管理職の人数は何名か。それは正規職員のうちの何%か。同じく、男性管理職の人数は何名か。それは正規職員のうちの何%か。

(2)女性の地位向上に向けて、これから取り組むことはあるか。

(3)形式的(数値的)に男女の数を合わせよという意味ではなく、女性に生きがいを持って働いていただくためにはどうすべきだと考えているか。

(4)役場職員以外の女性の参画について、これは第3次太子町男女共同参画プランに数値が書かれてるわけですが、そういう内容

を、私は必ずしも数値だけにこだわってお答えをいただきたいわけではありません。内容を具体的にどのように進めるか、見解をお示してください。

○議長(橋本恭子) 総務部長。

○総務部長(堀 恭一) 4点の質問でございますので、まず1点目、平成26年12月1日現在における正規職員は189人、男性職員が102人、女性職員が87人で、女性職員の比率は46%となります。女性管理職の人数は10人で、全体職員数の5.3%となります。また、男性管理職の人数は36人で、全体職員数の19%でございます。

次に2点目、職員全体に女性の占める割合が増加している状況の中で、制度として新たに女性の地位向上に向けた取り組み事項は現在のところございません。制度的には、現在男女差別なく制度化されております。

しかし、男性職員と比べまして女性職員が上位職への昇級希望が少ないなど、控え目な側面といたしますか、依然変わってないように思われます。

そこで、これまで同様、女性職員に限らず、職員個々の課題解決のため、職員研修などを開催し、男女共同参画についての意識改革や能力の底上げを図っていきたくと考えております。

3点目、男女共同参画社会において、さまざまな分野において女性の参画は重要なものと認識しており、町においても女性管理職の登用拡大を図っていく必要があると考えております。

しかしながら、家事、育児等、まだ女性の手に委ねられているのが現状であり、日ごろより職業能力を磨いていくにはその影響があるものと考えております。

そのような状況に配慮した上で、女性の意見を取り入れ、全職員が男女共同参画の意識を備え、職務に充実感、達成感を持っていただくことが必要だと考えております。

4点目、第3次太子町男女共同参画プランは、平成26年3月に策定いたしました。人権

を尊重し合える意識づくり、安心して働き暮らせる環境づくり、行政から取り組む男女平等のまちづくり、暴力を許さない社会づくりの4つを基本目標に掲げ、5年後の数値目標を設定しております。

各施設や数値目標についてはそれぞれの担当において取り組むこととしておりますが、まず第1に取り組むべきことは、このプランのいわゆる啓蒙であると考えております。

この12月7日には、男女共同参画人権フォーラム2014と題しまして会議を開催します。これは、子育てと男女共同参画をテーマに、講演会とパネルディスカッションを予定しております。これらの講演会等を通じてプランの内容の啓蒙を図り、男女共同参画社会の実現に向けて施策を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今部長の御答弁では、管理職の割合について、町の職員ですので、恐らく保育所とか幼稚園の園長先生も含めてお答えになってると思いますが、幼稚園、保育所を除いた場合は女性の管理職は何名で、除いた場合、その職員に占める女性の管理職の割合は何%ぐらいかというのをお尋ねしたいと思っております。

それから、本当に私も女性に敬意を表しますが、なかなか私なんかができないようなことを家庭等においていろいろやってくさってしまっていて、本当に大変ですごいなと日々思っておりますけれども、一方で今部長がお答えになったように、女性のほうが職場における地位を上昇させることを求めている割合が少ないということも今の御答弁の中にありましたが、差しさわりのなければ、男性はどの程度そういう思いがあり、女性はどの程度ということ、職場内において調査もされているかと思っておりますので、どのような差があるのかということについてお答えいただければありがたいと思っております。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、お答え申し上げます。

今幼稚園とか保育所を除いてという感覚がございましたけども、これにつきましても本来は男女共同参画の中では除くべきものではございません。そういう意味も十分理解して、今この西播磨の人権フォーラムで人権の集いというのをやってきましたけれども、その中でも今まで女性の職だったもの、男性の職だったもの、そういう観念があるからこそ、やっぱり男女共同参画の弊害になってるということも含めますので、除いた場合をお答えしますけれども、一応5人でございます。それと、率でいいますと2.7%でございます。

それと次に、上位職への昇任希望の話でございますけれども、これにつきましては上位職への昇任希望者が大体39人で、男性が27人、女性が12人、比率的に言うと大体6対4ぐらいの比率でございます。女性のほうが4割ということでございます。

以上でございます。

これにつきましては、ちょっと失礼申し上げます。

いわゆるこれは上位希望をするという年齢に当たっている人の比率でございますので、お断りしときます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 後の数字は、最近とられたデータでということでおっしゃってるんですね。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） これにつきましては、3年に一度、勤務に関する調査票というものをとっております。

このデータは、18年度よりとっておりますので、このデータにつきましては平成24年12月のデータでございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私の質問に対する御意見があったので述べさせていただきますが、幼稚園の人数とかを除いていただきたいと申しま

したのは、現状において、保育所は恐らく男性の人もおられるんかもしれないんですが、幼稚園いっしょじゃないんじゃないかと思っただんで、間違っていたら言ってください。

それで、現状において、私差別する趣旨で申したんでなくて、現状ほとんど女性がいっしょるので、それを数字から言われると数字がその分高くなってしまいうのでお聞きしたわけでありまして、そのことだけはここで申しておきますので、誤解ないようにお願いしたいと思いますけども。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 幼稚園につきましても保育所につきましても、最近の受験動向を見ますと、ほとんど半数半数で大体同程度の方が受験されております。

そうした中で、今は固定概念はなくなってきております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 わかりました。

現状の職員においては、女性のほうが圧倒的にそこは多いのが現状だと思います。

私、これを聞いたのは、本庁内のことで知ってなかったわけですが、今お答えになられたことが、これからも十分やっていただくようお願いしときます。

最近、女性の管理職、具体的には副課長に当たる方の数が以前より増えていることは私も承知しております。願わくば、今後さらに、もちろん男性にも女性にもそれぞれの職種の意味を十分理解していただいでることはありますけれども、女性の管理職がさらに増え、またより上位の管理職が増えることも希望をしておきたいと思います。

それでは、次に行きます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員、この4番前でちょっと休憩とりたいと思います。

皆さん、この際暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時51分）

（再開 午後0時57分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、4点目に行かせていただきます。

健康づくりのための散歩道を整備し、マップ等をつくるべきだ。

平成23年第3回太子町議会定例会（第432回町議会）一般質問で、健康づくりのためのウォーキングマップをつくってはどうかというテーマで質問を行いました。

その際、一度検討を行ってみますとの答弁を当時の町長からいただきました。その後、どのように進んでいるか、進んでいないか。また、ランニングコース（何キロコース）等の考えはあるか。

総合公園、文化会館、斑鳩寺、新庁舎等を含めた散策道の整備、段差の解消等、町民が散策を一層できる状態をつくるべきであると思います。いかがでしょうか。今回はハード面を含めてお答えいただければと思います。

ハード面と書いておりますが、特に多くの予算をかけてくださいという趣旨ではなく、段差を今後解消していくとか、そういったこの趣旨に沿ったハード面の整備という意味であります。

(1) 町民の健康づくりのために、町の散歩道をつくってはどうか。ハード面を含めてお答えください。

(2) 散策道には、今ある道をそのまま使うもの、また里山を整備したもの、福井大池のため池整備事業でできたもの、最近では総合公園、文化会館、斑鳩寺、新庁舎等を含めたものなどいろいろと考えることができるのではないかと。これに関しては、アイデアがどんどん広がっていく。持ち歩きのできるコンパクトなものを各戸に配布してはどうか。見解をお尋ねします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 1、2につきまして関連がありますので、あわせて答えさせていただきます。

私のほうでは、特にハード面のほうを中心

にさせていただきます。

近年、健康づくりのために多くの住民の方がウォーキングをされており、皆さん御自分の体力や場所に応じてコースを考えられて歩いておられます。

住民の方々が町内を歩いてもらうことにより、町全体を見守る人が増えることで、防犯面におきましても安全・安心なまちづくりに大きな効果があると思っております。

専用の散策道整備は困難であります。既存の里山やため池事業や公園事業での園路を多くの方が利用されております。現在整備中であり、総合公園におきましても、多くの方が歩きにいられています。そのため、さまざまなコース設定ができる外周園路の整備を行う計画としております。

また、夜間のウォーキング需要も多くあるため、外灯を設置して、安心・安全に利用していただけるよう配慮しております。

町内におきましても、安全と省エネの観点から、全ての道路照明及び防犯灯のLED化を進め、道路の照度の向上を図ったところがあります。

今後も、総合公園の整備推進に努めるとともに、安全に散策していただける環境整備に努めてまいります。

マップ作成につきましては、総合公園整備完成時には園内利用案内の中でコースマップ的なものは検討したいと考えております。

また、斑鳩ふるさとまちづくり協議会では、多くの方に斑鳩地区の歴史遺産を知っていただくために、コンパクトでポケットに入るサイズのマップを斑鳩ふるさと散策マップとして作成されて主要な公共施設に置かれて、多くの来庁者や住民の方々が利用され、好評をいただいております。

協議会が作成されましたマップにつきましては、利用される方が必要なときに見ただけのことが好ましいと考えており、全戸配布は現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 私のほうからは、さわやか健康課で取り組んでおります内容で御説明いたします。

さわやか健康課では、ウォーキングを生活習慣病予防や健康づくりを目的とした運動習慣の継続性を確保するための動機づけとして、きらり健康教室の中でも積極的に進めております。

また、太子いきいきウォーク事業では、1,000万歩の大きな目標に向かって毎日歩くことにより、継続して健康づくりに取り組んでいただいております。

町内には、既に健康維持を目的にたくさんの方が歩いておられます。その方々の多くは、習慣的に週に複数回、自宅周辺のルートを歩かれており、歩き方には人それぞれ特徴がございます。

しかし、ウォーキングを長く継続している方々は、当初の健康維持のための目標に縛られずに、いつもと違う場所を歩いたり、また自然や季節を感じながらの楽しいウォーキングをされておられます。

平成23年度の一般質問後に、さわやか健康課において気軽に歩けるコースマップづくりを検討し、平成23年度は斑鳩地区のマップを作成し、約1年間ホームページに掲載いたしました。

また、同時に太田校区の作成にも取りかかりましたが、ルート上に国道横断など交通安全上の問題や高低差が激しく、適正なコース選定が難しかったため、現在作業は中断しております。

しかし、今後も各校区に1ルート以上はマップを作成する予定でありますので、完成時期は未定ですが、作業を継続してまいります。

また、持ち歩きができるマップ作成につきましては、全校区完成後に検討したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 最後に、全校区ができてか

ら、そういうマップも考えるということでありましたので、ぜひお願いしたいと思いません。

例えば埼玉県八潮市の健康づくりウォーキングマップとかネットで見ていただいたらすぐ出てきますけれども、健康づくりのウォーキングマップをつくられていて、市内を3地域に分けて距離別に設定されています。短い距離とか中くらいの距離とか長い距離を設定されています。

こういうことを言うと、行政の中にはそういうものを行政がつくって事故が起こったときに、行政が進めていて、後でいろいろ言われては困るという発想の方もどうもおられるようなんですけれども、よそ様でつくられている現状もありますので、このことに私はそんなに多くのお金をかけよというつもりはありません。段差の解消とかできることをして、少しでも住民の皆様が、今も実際にはたくさん歩いておられるわけですし、マップがなくても歩いておられるわけですが、以前の質問のときにも申しましたけれども、本町の様子を知っていただく。こういう施設があると、ここにはこういう施設があるとか、最近で言いますと、ここにはトイレがあるとかということもできるかもしれませんけれども、そういったことも含めてぜひともやるべきであると思えます。

この散歩の道の中には、住民の方から以前言われて、担当課にも既に伝えておりますけれども、例えば総合運動公園のところを並べた健康歩道、そういうものをつくってはどうかとか、ちょっと遠いのでとか、ある地域の方が言われたことなどもありますけれども、いろんなアイデアを考えていただいて、そして町内のことを町内の方にいろいろとわかっただくようにぜひとも進めていただきたい。必ずしもお金をそんなにかけずにやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

続いて5点目ですが、鹿等の有害鳥獣の捕獲（駆除）をもっと具体的に進めるべきだ、

についてお尋ねをいたします。

本年11月中旬、原の赤信号で車をとめていたとき、鹿が飛び出してきました。今後は、鹿が車等にぶつかって人がけがをするなどの人的被害が出る危険性があると思えます。町は対策を深めるべきだと思います。

同時に、自治会を初め、住民もこのことを深刻に認識すべきであると思えます。住民と行政の参画と協働の見地から鹿が往来の激しい道路に出ないように対策を講ずるべきだと思います。

そこで、(1)本町における鹿の対策は進んでいるか。地元自治会に先に私が述べた協働と参画の働きかけを十分行っているか。もし意見がまとまらないとの回答が返ってくるのであれば、住民に広報等で現状をもっと知らせることなどして、またその必要性を知らせることなどして、住民に協力をお願いする施策を展開すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

(2)猟友会との話において、くくりわなの量を増やしてもらおうよう話すべきではないか。これは、町内において銃で撃てないということから、くくりわなの量を増やしてはどうかということをごに問うております。そして、そのための予算をもう少し確保するよう、今後の予算において考えるべきではないかと思えます。その方向性について伺います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、1番目に対してでございますけれども、兵庫県の調査によりますと、本州部では瀬戸内側の大都市周辺を除き、県下全体に約11万6,000頭生息しており、特に南但馬地域から西播磨地域が分布の中心となっております。

そうした中、近年農業被害が増加しているため、その被害対策として、兵庫県において狩猟と有害捕獲により年間3万5,000頭の捕獲を目標にしています。

太子町では、平成26年度実績で、出産時の6月と7月並びに繁殖期の9月と10月にくく

りわなによる有害捕獲を実施し、前年度比で2頭増の30頭を捕獲したところでございます。

また、平成23年度に太子町鳥獣被害防止対策協議会を設立し、被害に遭われている自治会や関係団体等の御意見を参考に被害防止に取り組むとともに、情報発信並びに協力依頼をしております。

今後も兵庫県等の関係機関と連携するとともに、この協議会を活用することにより、被害地域の拡大抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

2番につきまして、平成26年度については猟友会と協議をして、年間の捕獲頭数を前年に比べ2頭増の30頭にしております。行政界を超えた対策であることから、今後につきましても町内並びに県下の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 くくりわなの猟であります。今2頭分増えてとか言われてるんですが、そういうことではもう追いつかないというか、そういうことではいけないのではないかと思います。

ここで質問させていただいてますのは、これまで農業の被害も大分前から聞いており、住民の皆様からも以前からそういう要望をお聞きしてるわけですが、人的に被害を受けられる人がもう出てくるのではないかなというふうに私自身もせっぱ詰まって思っています。

幸い、現在までは太子町内においてはどうも人的被害というか、人がということはないと聞いておるわけですが、今後非常にその危険性があると私は思っております。

そこで、今2頭増えて30頭っておっしゃったわけですが、これは町におかれても、もしこれ以上の数がくくりわなにかかった場合、年度途中において補正予算を組めば、その頭数を増やすことは可能であると思っておりますが、そういったことについてもう少し積極的に、

今年度30頭やから30頭でおさめとこうとかということではなく、これからもう少し積極的に取り組んでいくように進めていただきたいと私は思いますけれども、これについては担当部長としてはいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 今の太子町におられる猟友会の方で太子町に協力いただける方、5名おられます。

その5名の年齢も高齢化しております。70代が3名、60代が1人、50代が1人というような現状であります。

一応、くくりわなの箇所につきましては、町内5自治会に40カ所設置しております。これにつきましても、当然日に日にの管理、また捕獲されたときは、それを殺処分した後、またそれを処分するというので、それだけでも非常に大変な労働が必要であります。5人でやっているのでは、この40カ所設置がもう十分にこれ以上はなかなかできないのかなというふうに考えております。

当然、駆除する必要があるとは思いますが、残念ながら猟友会のそういう免許を持った方が5人しかおられない。しかも、高齢やということで、なかなかこれ以上のお願いは難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今高齢化ということが出ました。

実は、私この質問をするに当たり、恐らくこの方も該当すると思いき、以前からとられておられる方がいたので連絡をしたら、もう入院してるとか言われたり、ですから今5名と言われましたが、その人数も今後どうなるのか心配な面もあります。

例えば、こういうことはできないんでしょうか。町の職員がその免許を取ってするとか、そういったことは無理なんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 県のほうにお

きましても、当然県レベルで高齢化しておりますので、若い女性であるとか若い男性であるとか、そういった方にも門戸を広げて受けていただいて、どんどん猟友の免許を取っていただきたいという案内は来ておりますし、また山間部のほうではそういったことに応じて、女性の方がそういう免許を取られているという事実もありますが、なかなか太子町でそういう方を育てるとするのは、場所柄もありますけれども、非常に難しいのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 部長はそういうお言葉でありますけれども、私は本町においても職員が、今先ほど猟友会の方5名と言われました。それで、私が知ってる人も、該当恐らくすると思うんですが、もしするのであれば、やったださる方が減っていくことが予想されますので、本町においてもこれは1人でなくて、複数の職員がそういう免許を取っていただくようにしていただいて、この対策をやっていただきたいと思います。

そして、必要なときには補正予算を組むという形で進めていただきたいと、私はこのように思いますけれども、今お答え既になっているわけですが、2回目になって恐縮ですが、そのように考えていただくことは無理でしょうか。いかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 仕事としてやれと言われてるのか、それとも趣味としてそういう趣味を持って猟友に親しんだらどうやと言われてるのかちょっとわかりませんが、仕事としてやれというのはちょっとおかしいというふうに私自身は思います。

当然、町の職員として町の職務を全うするのが当たり前のことでありますので、余暇に狩猟を楽しんで、その1つとして太子町のためになればというふうな考えがある職員であれば、そういうふうに指導したいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私は趣味でなくて、職務としてこれを、町として考えていただけないかなという趣旨で発言をしております。

それほど状況が逼迫しているのではないかなと私は思ってるので、この場で答えにくかとは思いますが、職務として、このことに限らず、町全体のことを考えた場合に、この住民の生活の安全・安心を考えた中の1つとして、仕事としてこれを免許を取り、仕事として勤務時間中にこういうことをやることを御検討をいただければありがたいと私は思っております。

これについて、今即答はいただかなくて結構ですが、私が思っておりますのは、これについて職務としてこういう状況でありますので検討をお願いしたいということをここで申しておきます。

では、次6点目ですが、来年度、管理課にようやく置かれる指導主事。その活用のあり方を十分考えていただきたいという質問をいたします。

○議長（橋本恭子） 服部議員、あと10分切りましたので、短く。

○服部千秋議員 わかりました。9分ぐらい。

○議長（橋本恭子） 9分ぐらいね。

○服部千秋議員 過去に複数回にわたり本町に指導主事を配置するようその必要性を述べ、求めてきました。

直近では、平成25年第1回太子町議会定例会（第441回町議会）一般質問等で、私は指導主事配置について複数回本会議の中でその設置を求めてきました。最終的な県の許可はまだのようではありますが、次年度からやっとな指導主事を本町も配置することになり、その活用が求められるところであります。

本町もやっとなといいますのは、近隣ではもう全て置いてるわけありますので、本当にやっとな、やっとなという思いであります。

この指導主事をきちっと活用して、本町の

教育のソフトの面を十分内容を深めていただきたいと思っております。

(1)昨今の本町教育情勢の中、どのような点を新しく配置する指導主事に求めるのか。どのような点を深化させて教育行政を行おうと考えるか。

(2)教育相談員は引き続き残すのか、廃止するのか。昨今の本町教育情勢の中、私はこれまでする教育相談員——これは管理課に置かれてますが——も引き続き残し、新たに採用する指導主事と教育行政全般について力を合わせて取り組んでもらいたいと思っておりますが、町長部局は現在の教育相談員2名分の人件費を次年度以降も確保すべきであると思っておりますが、町長部局の見解はいかがか。

(3)管理課職員は、町民の意見をどのように本町の教育に反映させるよう指導主事とともに取り組むか。指導主事に任せきりでなく、管理課職員はもちろん、現場教員も、教育長も、住民の声を吸い上げるように日ごろから取り組まなければなりません。どのようにするか、見解を求めたいと思っております。

特に、管理課の職員においては、教員経験がないので、そういった部分がわからないという声も耳にしたことがありますので、ぜひとも現場のことを少しでも理解しようとしていただいて、指導主事とともに、また教育長とともに取り組んでいただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

指導主事についてですが、過去の一般質問のお答えとも重なっておりますが、指導主事とは学習指導や生徒指導に関する指導、助言、学校経営上の支援、研修会等の企画、実施など、町内の学校園や教員との直接的なかわりの中で、専門職としての指導、助言を行うとともに、教育施策の企画、立案など、教育行政を支える重要な職責を持って担っている職務であると位置づけております。

したがって、どのような点を指導主事に求め、教育行政を深化させていくかという

ようなことにつきましては、先ほども申しましたように、今まで以上により専門性を持って対応するという事に尽きると考えております。

2つ目にお尋ねの教育相談員とは、嘱託職員として配置しております学校教育指導員のことであると思っておりますが、それらの人事について、教育委員会としては来年度も引き続き2名体制で臨む方向で考えております。

3つ目の管理課職員は、町民の意見をどのように本町の教育に反映させるよう指導主事とともに取り組むのかという様な件ですが、議員から指摘されるまでもなく、管理課職員等は現在においても日ごろから住民や現場の声を吸い上げて、教育行政に反映するよう取り組んでおります。

管理課職員としては、指導主事の専門性を活用しつつ、より現場の理解に努め、今まで以上に教育環境の向上に努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 (2)について、町長部局の御答弁はないのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど教育長が申し上げましたとおり、学校教育指導員については2名体制で実施していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 わかりました。お答えがこちらからなかったもので、確認をいたしました。そのようにしていただいて、私も喜んでおります。

いろんな事柄が今、きょう午前中から他の教育の点についても聞いておりますけれども、いろんな事柄があります。ですので、幾らやってもやりきれないぐらい仕事があると思っております。ですので、これを十分教育長と指導主事、よくタイアップしていただいて進めたいと思っております。

ある論文がありまして、この論文を別に細かくここで言うつもりはありませんが、この中に東京大学の押田貴久氏、「市区町村における教育改革と指導主事の役割～埼玉県行田市の事例研究をもとに～」という中に、この指導主事の役割の多くが現場を知っているものであると。現行においては、本町において管理課の職員が現場を知らずに、人事のことですか、そういった事務的な事柄について職務をされてるわけですが、これからはこの内容について管理課において現場をわかった者がいろいろとやってくれと。

行田市においては、その市の市長のいろんな考えとともに教育の改革をやっているという事例も紹介されていますけれども、本町においてもぜひともこれでやっとな隣の市町と同じ状態にまで、1人だけではありませんが、ついた状況でありますので、ソフトの面、これからも十分にやっていっていただきたいと、これは切に思うものであります。

新しい指導主事がつかれましたら、また何か聞く機会があるかもしれませんけれども、十分にやっていただくことを強く強く教育長に求めておきますけれども、教育長いかがですか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 議員がおっしゃるとおり、新しい教育委員会制度も変わってまいります。また、中教審によって、道徳の教科化、または英語の3年生からの取り組み等々で、本当に目まぐるしく現場は変化しております。

それにいち早く対応して、子供たちの学力向上、教員の資質向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

先の行田市においては、この教育の特区のようなことを、30人学級とか英語活動について、いろいろとされてる実績もあります。

そういったときに、指導主事の果たした役割が非常に大きかったというふうに書かれておりますので、十分に指導主事とともにやっていただくことを教員経験者として申しておいて、これで終わりいたします。

○議長（橋本恭子） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、堀卓史議員。

○堀 卓史議員 それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

1番、障害者スポーツの推進について。

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法において、スポーツは障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ推進されなければならないとされている。

文部科学省では、スポーツ基本法に基づき、平成24年3月にスポーツ基本計画を策定し、年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備することを基本的な政策課題として、障害者スポーツの推進を図っています。これは文部科学省のホームページから抜粋いたしました。

我が町では、社会福祉協議会等と連携し事業を行っていると思います。障害者、障害児の自立と地域社会への参加を推進しなければいけない立場を踏まえて、現状と今後の取り組みを質問いたします。

(1)現時点では、町民体育館のバリアフリー化やオストメイトトイレの整備が完了し、受け入れ準備はできているように見えますが、障害者の利用状況はいかがでしょうか。

(2)障害に対応したスポーツ設備はあるか。今後つくる計画はありますか。例えばシッティングバレーやボッチャなど全国大会が開催されるものです。

(3)障害者に対する知識や対応を行うための研修やマニュアルはありますか。今後そのような予定はありますか。お願いします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 3点の質問がござ

いましたので、1点目から答弁をさせていただきます。

まず、1点目の町民体育館のバリアフリー化につきましてですが、町民体育館への進入についてはスロープが設置されており、車椅子での利用については支障はありません。

館内の設備についても、従来の身障者用トイレをオストメイトに対応できるよう改造し、ハード面では障害者の利用に対しての受け入れ準備は整っていると考えております。

体育館の障害者の方の利用状況ですが、まず児童・生徒の発達支援事業所が利用していただいております。

また、障害者手帳をお持ちの方がトレーニング教室を終えて、トレーニングに来られたりしております。

陸上競技場では、特別支援学校が陸上競技交流大会を開催されたり、ふだんの利用が年に数回、またマラソン大会には特別支援学校の生徒にも参加をしていただいております。

2点目の質問ですが、障害者スポーツに対応したネットや支柱、道具などのハード面については、現在のところ準備はできておりません。

現在利用していただいている団体については、保有している設備に足りないものがあれば、持ち込みにて対応をお願いしているところでございます。

過去に利用があったときは、特別なものでどこにでもないということで、利用者側がふだん練習で使用されている道具を用意されてきた経緯があります。

利用種目や頻度を見きわめながら、必要なものがあれば今後検討していきたいと考えております。

3点目ですが、基本的な政策課題として、障害者スポーツの推進を図るということから、障害者の有無を問わず、健常者と障害者が一緒にスポーツを楽しむことを目的としております。

国、県、障害者スポーツ協会やレクリエーション協会などでは、一般の方を初め、スポ

ーツ推進員やスポーツクラブ21の指導者に対しての研修が増えてきております。

スポーツ推進委員やスポーツクラブ21の指導者はもとより、体育協会の協力も得て、近隣で開催される研修会等には積極的に参加してもらうように呼びかけるとともに、障害者スポーツへの理解や対応などについて研さんを深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 お話を伺った感じでは、現時点ではハード面ではしっかり整備されているということで、準備はしっかりできているように感じております。

ソフト面でも利用者はちゃんとしているということで御回答いただいたんですけども、スポーツをリハビリの一環として捉えた場合、スポーツをリハビリとして捉えた感じでいくと利用されている状況はあるなどは思うんですけども、スポーツとして捉える。例えば、シッティングバレーでパラリンピックの代表選手がこの太子町から出ましたけれども、スポーツとして捉えての施設の利用ですよ、目標づけといいたいでしょうか、そういうふうな大きな大会に向けて練習に励むっていうような意味で、2020年には日本でオリンピックが行われるということで、また同時にパラリンピックも行われると思うんですけども、太子町として競技力の向上っていう方向で進んでいく目標はないでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 障害者の方についてのスポーツの観点から行きますと、やはり太子町においても人口的に障害者のスポーツをやる方が今のところ少ないといいますが、私が知ってる範囲では余りおられないというふうに思います。

その中で、全国大会に出場された西家さんのような方が練習をできる体制といえますか、そういったことに対しては、できる限り協力ができるのであれば協力をさせていただきたいというふうには考えております

が、今のところ体育館の使用については、スポーツを前提に置いた利用といいますか、そういったことには対応ができるものであれば対応はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（橋本恭子）** 堀卓史議員。

**○堀 卓史議員** そうですね。

地域が積極的に障害のある人もない人も一緒に楽しめるようにつくる機会が必要だと私は考えております。

この件に関してはちょっと最後になりますが、26年度の町長施政方針の政策1、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の中でいうところで、「スポーツを通じた健康づくりや仲間づくりを目的とするスポーツ教室につきましては、さらなるメニューの充実と老若男女で楽しめるニュースポーツ・レクリエーションの普及促進に取り組みます。」とあります。

障害の有無に関係なく交流できるレクリエーションスポーツを推進すれば、地域とのつながりが生まれ、お互いに社会が広がり、さらには競技としてのスポーツに発展すれば目標を持つことになり、生きがいやる気の醸成ができる社会参画につながります。

スポーツは健康増進だけでなく、人をつなげ、地域文化に貢献できるツールです。ぜひとも障害者の目線に立った取り組みを続けていただきたいと思います。

次です。大きい2番です。

子供たちが自由に遊べる環境の整備について。

親はいつの時代も子供を健やかに育てたいものです。しかし、生活が豊かになり、物があふれる環境に対応するかのようになり、子供の遊びも変わってきました。公園の端では子供たちがゲーム機で遊び、親は家事や仕事に追われ、会話の機会が少なくなってきました。そのような環境下で、空気を読めない、居場所を見つけられない等コミュニケーション能力が未発達のまま子供たちが成長してい

ると言われています。

かつての子供たちは、友達と外で遊んでいました。鬼ごっこや木登りなど、時間や場所などにとらわれることなく、暗くなるまで遊んでいました。今の子供も好奇心の塊です。わくわくすることが大好きで、遊びの天才なんです。

そんな現代の子供たちが唯一遊べる場所は公園です。その公園ですら、禁止事項がたくさんあります。芝生に立入禁止の張り紙や大声は出してはいけない、ボールで遊んではいけない、遊具には危険の張り紙等が張ってあります。一体何をどうやって遊べばよいのか。友達とけんかをし、人を傷つけてしまったことを反省し、壁を越え、木に登って危ないことをしてよいかげんを学んでいました。また、それを自分より小さい子供たちに教えたりして社会性を磨いていくのです。

日本は高齢化社会に突入し、太子町も例外ではない。これからの太子町、日本を背負っていく大人になってもらうためにも、親、地域、行政みんなで見守る必要があると思います。これらを踏まえて、町長に質問します。

教育、青少年の健全育成、福祉的な面、子供医療、公園などの都市計画、さまざまな面で関係してきますが、行政は縦割りになりがちな面がありますので、町長として次代を担う子供たちの居場所づくり、環境の整備に対する思いを職員、町民に方向性を示すべく答弁をお願いいたします。

**○議長（橋本恭子）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（堂本正広）** 子供たちは集団の中での遊びの中から、さまざまな生きる力を会得していきます。しかし、子供たちの遊ぶ自由を管理しているのは、実は親であることも事実であります。子供の安全のため、いろいろなことを制限し、公園ができ、自然を探索できる遊歩道ができて、親がそこに行かせることをしなければ、遊ぶことはできないこととなります。

遊ぶことの重要性を認識している家庭、保護者は、既に遊ぶ機会を上手に提供しておら

れます。外遊びをさせたり、友達との遊ぶ機会を認めたり、社会教育課で実施しているあそびっ子教室を活用したり、ジュニアリーダー養成講座に参加させたりして、集団の中で活動されておられます。

本町といたしましても、これからも遊べる機会を提供していくことや、保護者に働きかける機会を模索していきたいと考えております。

また、公園等の整備や管理運営につきましては、利用者や周囲の住民の方々への安全や住環境への配慮など、気持ちよく利用していただくための一定のルールや利用者のマナーは必要であると考えております。

現在整備中の総合公園整備におきましても、周辺の自然を活用した環境教育や世代間交流による遊びの体験など、さまざまなソフト面での検討を進めていきたいと考えております。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 私のほうから児童福祉の観点から、就学前の子育ての環境、居場所づくりにつきましては、子供たちが人間としての尊厳を保ちながら、公平な目を持った社会人として成長するには、長い目で見ますと乳幼児期における親子の温かいかわりが非常に大切になってきます。

人間としての全ての基礎が形成される乳幼児期にスポットを当て、親のあり方、かわり方を考えようと、本町では子育て学習センターのびすくにおいて、親同士の活動、親子の活動や触れ合い、新しい出会いを大切に、思いやりを持って子育てできる環境を提供しています。

また、児童館におきましても、児童に健全な遊びを通して、健康を増進し、情操を豊かに育成し、人間形成に重要な環境づくりに努めております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 堀卓史議員、町長に求めとってんのですよね。

議員さん、町長に求めとってのわけです

ね。

○堀 卓史議員 そうです、はい。

○議長（橋本恭子） 町長。そうですか。2人でいいですか。

ほな、堀卓史議員。

○堀 卓史議員 町長にお答えいただきかったというのが本音なんですけれども、お答えの中でハード面でもそろえていけないといけないけれども、親として、地域として全体的に見守っていかないといけないという答弁がありましたので、私もそのように思っております。そうですね……。

○議長（橋本恭子） 答弁、もういいですか。

○堀 卓史議員 そうですね。本来なら町長に答弁いただいて、町長が方向性をお示しになるのであれば、職員ともどもその方向向いてやっていかなければいけないので、そういうふうに答えようと思っただけなんですけどね。ちょっともう……。

○議長（橋本恭子） 2人の部長が言われたことで、広い範囲の通告ではあったんですが、どうでしょうか。

○堀 卓史議員 そうですね。その2人の部長が答えられたのもよくわかっております。

今まで何回か質問させていただいた内容でもありますし、私もそういうふうに理解しているんですけども、本当は町長にこの方向性を示していただきかったということで、町長にっていう形で通告させてもらったんですけども、ちょっと町長一言いただけないですかね。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） 答弁内容につきましては、堂本部長、そしてまた井手部長が答弁したとおりであります。

僕はこの質問をいただいたときに、堀議員の意図としてののは、これからのことも考えておられるのかなと思って、ある意味答弁書の内容もこんなん書いたらというようなことも言いました。

要は、先ほどから言うてますように、本当

に遊ぶことを知らない子供たちにどうやって教えていかなきゃならないのかということも踏まえ、先の中藤議員のときにもありましたように、PTAの保護者の方との話し合う機会を持つというのもその1つとして考えて今回実施させていただいたんです。

要は、元気な子供をつくれば太子町も元気になり、それにつられて大人も元気になっていく。元気なまちをつくろうと思うのが私の考えの1つにありますので、そういった件、今堀議員の質問にあったようなことも、できるものから順番にしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 そうですね。

地域みんなで見守って育てていくことが本当に大切やと思いますので、余り行政も縦割りになるんじゃないかと、みんなで守っていきこうという姿勢でやっていただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で堀卓史議員の一般質問は終わりました。

次、平田孝義議員。

○平田孝義議員 7番日本共産党平田孝義、通告に従いまして質問をいたします。

1つ目がこども医療費の中学校卒業まで無料化で子育てしやすい太子町を望むということでございます。

太子町では、兵庫県の福祉医療助成事業、こども医療助成事業に基づき事業を行い、町の単独事業として、現物給付方式により入院一部負担金を無料化、小学4年から中学3年までの通院医療費について県助成措置を拡充し、一部負担を1日800円まで、月2回まで抑制している。

本年7月より単独事業として3歳誕生月までの乳幼児に係る通院一部負担金の無料化実施を行っている。貧困の広がりの中で、子育て世代は経済的困難の中で、今子供の笑顔に励まされながら仕事や子育てに懸命に取り組んでおります。

そこで、経済的事情にて、子供たちが必要とする医療を受けにくい状況は確実に広がりつつあります。安心して子供を産み育てられる太子町を願い、再度質問させていただいております。

貧困と格差の広がる中で、子育て世代は経済的困難であり、その犠牲となるのが子供たちであります。

そこで、提出させていただいております、ちょっと資料を見ていただいたらありがたいんですけど。

この資料は、厚生労働省の毎月勤労統計調査からの作成であることを示したものであります。

従業員5人以上の事業所を2012年7月から9月までと、2014年7月から9月までの調査により2年間対照にしたもので、アベノミクスによる政策にて気になる労働者の動向であります。

報酬などで正規雇用者数が減少、それに反比例して非正規雇用者が増え、それに対する雇用者報酬が実質減少していることであります。

さらには、物価が上がる中で、年収200万円以下の人たちが29万9,000人も増えております。

今現在、全国で1,119万9,000人と月収15万円から16万円の人たちが多くおられ、また一方大企業の経常利益は増加しているのに、下記の図を見ていただいたらわかると思うのですが、現金給与総額は15カ月連続減少しております。

この格差は、地方に行けば行くほどひどいということで、私がいつも景気の低迷後ということをお述べておりますので、当局に対して少しでもわかっていただけたらいいかなという、そういった目安で今回この資料を提出させていただいております。

そこで、このような雇用、経済的動向の実態の中で、子供育ては大きな不安であり、お金の心配なく子供を病院に連れていけるこれからの少子化対策支援としてどう考えている

のかについて、2点をお伺いいたします。

(1)西播地域の自治体の中で、当町はこども医療費無料化が遅れている。いつも質問に対しては検討しているとかということを知りたくてありますが、どのような検討をしているのか。

また、(2)予算として推定的に5,500万円あれば実現できるのではという、私のこれはちょっと病院関係いろいろな調査した関係で算出したことなんですけど、どのぐらいの予算が当局としては必要なのか、この2点をお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それでは、まず1点目でございます。

子育て支援は、安定かつ持続可能な制度でなければならないと考えております。限られた財源の中で受益と負担の関係にも配慮しつつ、安定的、効果的な子育て支援を行うという観点から、医療費無料化の実施について検討しております。

そのような中、御承知のとおり、今年度より3歳までのお子様に対する医療費の無料化事業を実施しているところです。

これは、身体の発達が未成熟な低年齢層ほど病気のリスクが高いと考え、財源の問題、またより効果的な事業実施という思いから事業化を図ったところです。財源的には、年間約1,300万円の経費を見込んでおります。

確かに、対象年齢を広げれば広げるほど事業効果は大きくはなりますが、その分必要となる財源も高額となります。

仮に、本町で中学3年生までを無料化とした場合、新たに約4,000万円の一般財源が必要となり、この所要額を中・長期的に安定して確保できるめどが立たないと、事業を実施することは難しいと考えます。

福祉サービスは単年度で完結するものではなく、中・長期的に安定して提供できなくてはなりません。

現在のところは、3歳までのお子様に対する無料化を継続して実施し、対象年齢の拡大

については財政状況や住民ニーズ、また県の助成制度の動向など総合的に勘案した上で、引き続き検討してまいります。

次に、2番目でございます。

先ほども少し述べさせていただきましたが、今年度から実施している3歳までの無料化で、約1,300万円を見込んでおります。

対象年齢を拡大した場合、就学前の児童までだと約1,500万円の負担増、小学3年生まででは約2,800万円の負担増、中学3年生まで対象拡大いたしますと約4,000万円の負担増となり、御指摘のとおりおおむね5,300万円から5,400万円の財源が毎年必要となる見込みであります。

これらは町単独事業ですので、全て一般財源となります。

子供の医療費無料化は子育て支援の一つの柱であると考えますので、引き続き対象年齢の拡大に向け、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 こども医療に関する関連した話を回答いただいたんですけど、西播地区の実態を踏まえ、町としてどうなのかとの見解で、今後についてさらなる検討、予算化と、どのぐらいの予算になるか、部長のほうから今の確な金額、また予算に対する推考が今の状態では無理だといったことを回答いただきました。

兵庫県では、宝塚、高砂、篠山、または南あわじと各市が今年度の中学3年生までの医療費完全無料化を実施しております。

また、さらには姫路市ではこれまで無料化に対する意見書が出されている中、共産党を中心とした一部の議員のみでの賛成であり、反対多数によってこれまでは否決をされてまいりましたが、先月の9月議会では所得制限にしても3億円しか変わらないということまで示し、実際のところ8億円の予算を立てなくては完全無料化にならないということも聞いております。

そういった中で、今回は自民党会派初め、各派の全会一致で議会においては採決されたと聞いております。

それに対し、石見利勝市長は制度の拡大を含め、この制度というのは3億円ですね、これも含めて今回は検討しますという答弁があったそうで、ここで姫路市が実施するとなれば、西播地区ではうちと上郡、2町となります。

そこで、再度質問いたします。

今度の予算的にはどうなるのかということで尋ねておりますから、北川町長にこれ実際聞きたいんです。今5,300万円があれば完全無料化が可能であると。子供たちが医療を受けることができにくい状態が広がりつつあることを西播地域の自治体は理解を示し、次々と無料化の実施を踏み切っておられます。

西播地域、どこに住んでても子供たちの命の重さっていうのは同じだと思うんです。安心して子供を産み育てることについて、太子のトップとして北川町長はこの件についてどのようにお考えか、ちょっとお答えをいただきたいんですけど、お願いします。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） 平田議員もいろいろと研究をされてると思いますが、実際中学3年生まで無料にしたときに、中学生がこの無料の恩恵をどのように受けているかということをやはりよく考えておかなければならないと私自身は思っております。

今年度から3歳までとりあえず無料化にさせていただいて、まだ7月からだったと記憶してありますが、数カ月しかたっていない、まだ1年もたっていない段階に、来年4月から次何歳までするような、そういった政策の変更はいたしません。

よって、当分の間は3歳までの無料化を続けたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 この質問をどうして町長にしたかというのは、もちろん完全無料化、よ

そがしてるから、これをまねしてくださいよということもあるんですけど、確かに太子は太子の政策、いろいろそれに対する優先的順位で災害のこととか、またいろいろ道路のこととか、そういうことがあるので、余りしつこく質問とは思ってなかったんですけど、私どもの自宅のほうにちょこちょこ子育てる親御さんから電話があるんですよ。太子町はなぜ無料化にならないのかとか、それに病気で実際に行かれてる、アトピー性で頻繁にお医者さんに通って大変ですと。それとまた、1回200円、また2回行けばその分また増える。それに薬が院外の処方によって、病院の場合は負担が大きいとか、通院も中学3年までほかの市がやってるのに、何でやってくれないんですかという、こういう意見があるんです。

無記名で来るんだったら、この話も聞かないんですけど、名前を聞いたら住所も教えてくれるし、私はどここの誰ですということも聞いております。

先ほど、ときめきスクールですか、そういう中で、町長が子育ての人らと話し合う場があったということで、こんな話が何で出ないのかなと。私の家に電話かけてくるのに、町長に何で言わないかなと。

僕もいつも言うのは、私が決めることじゃない。当然、町のトップがこの議案決めるんですよと、それに携わるトップの方たちが決めながらしますんで、とりあえず議会では私は一応また話してみますねということで、ただただそういうことだけで電話を切っております。そういうことで、町長のほうにお願いをしたわけでありまして。

あと1点、ちょっとお聞きしたいんですけど、5,300万円ですかね。この予算が組めない、やっぱり新庁舎に多くの予算をつぎ込んだために、はっきり言うて本当のところ予算組めないのではと私はこのように思うんですけど、この件についてはどうなのか、本音を聞かせていただきたいんですけど、お願いします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 予算のことですけれども、これについては総合的に判断して予算を組まざるを得ない。

確かに新庁舎のことで多額の予算が要することも間違いございません。

しかしながら、今何が重要かということそれぞれ予算査定の中で考えて、必要なものは必要で置いていくと、そういうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 私も一応無料化になれば、本当に親御さんや子育てしてる方々のために少しでもお役に立ったかなと思うんですけど、当局がどうしてもということになれば、これ以上のこと言ったって、ここで言ったって水かけ論でありますんで、先ほど資料にて説明させていただいたように、親の経済的事情、また政治のゆがみによって貧困の格差っていうのはこれからどんどん広がっていくものと推定されます。そういった住民、若い人たちの切実な思いの中から、今回も回答を求めたわけでありまして。

今後、近隣地域の自治体の動きをしっかりと検討していただき、今後の少子化対策において、いつでも元気な、いつまでも、また太子町が実現可能となるためにも、新庁舎建設だけに力を注ぐのではなく、どこに住んでも子供の医療費の負担に格差が生じない、同じ助成ができるようなことを求めて、次の質問に参ります。

次の質問ですが、災害に強いまちづくりについての質問です。これも再三にわたって私質問をしとるんですけど、いろいろとお金に絡むことがございましたので質問させていただきます。

先の議会（9月）において、それぞれ防災、災害に関する質問を行い、回答を得ております。

防災対策として、避難場所と避難経路など安全性について地元住民と話し合いをしてい

きたいということを前回では総務部長のほうからも回答いただいております。

災害時において、その経路が確認できない状態も考えられるので、それらの対策を踏まえて、防災訓練においてPRしたいと。

同報系防災無線についても、災害時における避難情報を住民に周知するための伝達手段として必要なものであるが、太子町としての地域特性や、またその整備に莫大な費用を要するので検討したいという回答をいただいております。

(1)の避難場所について、①防災訓練、PRはどのようにどの内容で行われ、避難場所、危険箇所の再把握について、地域住民と一度十分に話し合いをして確認をしていきたいとのことであったが行われたのか。行われたとしたら、いつどこで実施したのか。

それと、②の原池団地、南側ヒナサイ山の大雨に対する対応など、どのように考えているのか。

これも資料を出しております。これは、また後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

(2)の同報系防災行政無線について、①同報系防災行政無線についてはかなりの費用がかかるということだが、予算化するとどのぐらいかかるのか。地域の特性とはどういうものなのか。

②同報系防災行政無線の整備に係る国の補助金のメニューを対象とする地方債はないのか。

③同報系無線のメリットは、住民全員に一斉に情報提供、即時情報が可能、双方向通信が可能でより早く、正確に一斉に住民に伝達することができる。この機能と活用についてどう考えているのかについて、この3点、防災無線については問います。お願いします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 私のほうから1問目の1点目と2点目についてお答えさせていただきます。

まず、今年度10月26日に斑鳩地区11自治会

を対象に、斑鳩小学校をメイン会場として、防災訓練を実施しました。

各自治会ごとに訓練会場である斑鳩小学校までの安全な避難経路について事前に選定していただき、訓練当日においても避難訓練を実施しながら、地域住民が危険箇所などの確認を行っていただくとともに、また状況によっては迂回路の検討を行っていただくよう周知し、訓練を実施させていただいたものでございます。

避難場所、危険箇所の再確認についての住民との話し合いにつきましては、今現在県が特別警戒区域の選定を行っております。太子町は再来年度に判定の有無が出されるということでございますので、それを受けてハザードマップを見直ししたいと考えております。

その時期に危険区域や浸水箇所等を記載した防災マップも見直しを予定しております。

その際、地域住民との危険箇所がないか、また浸水多発箇所はないか等について、住民等と話し合いをしていくという予定をしております。

次に、同報系無線の御質問でございますけれども、同報系防災行政無線の整備については、町独自の防災情報ネットワークを構築するシステムで、双方向通信を除く場合は1億6,000万円程度の費用がかかると見込んでおります。

双方向通信が可能なシステムでは、機器の追加の内容により若干異なりますが、2億5,000万円程度の費用が必要です。

太子町の地域特性としては、面積が22.62平方キロメートルと非常に狭い地域であり、町内の端から端っこだまで車両による移動も10分から15分程度で移動可能でございます。

また、災害における警戒時には職員を各地域に巡回させ、危険な状況であれば本部からの指示を受け、各地域に避難広報等瞬時に発信することも可能であり、地域住民への災害広報を行う上では効率のよい地域であると考

えております。

次に、同報系無線のメニューでございますけれども、国の制度としては、緊急防災・減災事業債の対象となります。

これにつきましては、充当率が100%で交付税算入率70%ということになっております。

また、国庫補助金ですけれども、防災・安全交付金事業ということで、交付率2分の1以内での対象にもなります。ただし、これは併用できるものではございませんので、どちらか一方を選ぶということになります。

次に、3点目の同報系防災無線のメリット等でございますけれども、9月議会でも答弁いたしましたとおり、同報系防災無線の導入については、地域特性と費用を勘案して検討していきたいと考えておりますので、その機能や活用についても研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 1番目の2問目のヒナサイ山のことについて回答させていただきます。

平成15年度より県事業で実施された治山事業以来、豪雨時にはヒナサイ山からの山道を通り、既設の水路に雨水が集中して、あふれ出した雨水が原勝原線や原池団地内に流入する状況が近年多発しております。

本町といたしましても、そのたびに浸水や流入防止対策として、雨水会所の増設や横断水路の設置を行ってきましたが、想定以上に流入量が多く、根本的な防止対策に至っていない状況であります。

そのため、雨水対策について、関係機関協議を行い検討した結果、根本的な雨水排水対策事業が必要であるとの見解に至りました。

今後は、できる限り早期に現況調査と具体的な施工検討を行い、雨水対策事業の計画をまとめたいと考えております。

また、あわせまして、砂防工事につきましても、雨水対策事業と並行して県に継続要望

していきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今避難訓練とか避難場所、またそういった中で、自治会を通じて話し合いがなされた。さらには、危険箇所の把握について、そういったことの説明を今聞きました。

さっきハザードマップのことも検討をまたこれから進めていくということも言われておりましたけど、今大津茂川の1時間総雨量が66.2ミリですか、あれで言うたら、そういった中で決壊になるんじゃないかという予想が出されているということも書かれております。

それと、林田川の場合は、24時間で総雨量が196ミリと書かれているんですけど、今頻繁に豪雨災害が各所で起きて、そんでまた災害から命を守る自治体、そういうことにとどの自治体もそういう情報戦略、避難状況とか危険地域情報を事前に分析しながら頑張っておられる自治体が多く出ております。

そういった中で、災害に対応できる、先ほど同報無線、これも必要かなと私はお願いをしたわけでありまして。

そこで、何点か水害に対する危険箇所などについて、この危険箇所というのが考えられないところにあるのではないかとということで、私もちょっといろいろと太子町の場合の状況を調べてみました。

そういう中で、言うたら危険箇所のポイントということだけで今回は質問をさせていただきたいと思うんです。

近年、太子町は大規模な住宅造成に伴って水害リスクがある大津茂川周辺の造成開発による住宅地の拡大、これも川の堤防より低い位置にあるというのが少し気になったもので、水害リスクの多い水田耕作地に住宅を構える石海地域の太子ニュータウンなど、生活の必要性に起因して、災害リスクの高い土地に人が住まざるを得ないケースは大変多い。

そこで、この人たちの避難情報に対する発

令体制の整備、また避難勧告、避難指示などはということをとどのように行っていくのか。

この人たちの避難情報発令体制の整備、そういうことを例えば各川の水位観測による水位が危険水位に達するときの確認は、これは誰が判断するのか。気象庁の情報によって、降水量の予測は確かに確認されます。でも、局地に豪雨が一気に降るっていう、今言われるゲリラ豪雨ですか、そういったものが直前にならないと予測判断が難しいという中で、この点についてはどのように考えておられますか、お答えいただきたいんですけど。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それぞれ避難の準備だとかそういうものにつきましては、それぞれ災害が起こりそうな時期に当然警戒本部として本部を立ち上げ、現地巡回を行って実施してまいります。

一概的に雨量が何ミリだから直ちに避難勧告を出すとかということではなしに、現場の状況も常に見ながら、そういうことは総合的に判断していきたいと考えておりますので、一概に基準はどれどれや、どういうふうにするというようなことは、その都度その都度検討していきたい。

もちろん、防災計画にはそういう何ミリという基準は設けておりますけれども、やはり今般の災害は特殊なところがございまして、やっぱり現場を常に回って確認して、総合的な判断を下したいと思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今総務部長が言われたように、確かに災害というのはいつ起きるかわからない。

でも、これはやっぱり災害に直面したことがない太子町ですから、これから先何があるかわからない。そういうことも加味した上で考えていただきたいということでお願いをいたします。

それと、ヒナサイ山の大雨に対する先ほど経済建設部長のほうからちょっとお話があっ

たんですけど、これに対するヒナサイ山には流れ出す土砂を食い止める砂防壁、これが何カ所かあります。

その砂防壁が完全に土砂が埋まっているという、そういったことで効力がないということが考えられます、確認したら。

これはもちろん県の事業で行っており、当局担当者はこの現場を確認に行かれたのかどうか。

これまで、前町長の首藤氏、現町長の北川町長への平成24年10月10日、ヒナサイ山からの雨水対策及び土砂崩れの後の対策についての願いが原池自治会より提出され、それなりに道路に面した対応は確かに課せられたものであって、今後土砂崩れに対する対応はどうされるのか。

先の2点とあわせて少しどうするんかお尋ねしたいんですけど。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 言われるとおり、県の事業で砂防ダムが何カ所か今現在あります。

なおかつ、そのダムには雨水が降るたびに土砂と一緒に土石を運んで、そこに堆積しているというのも確認しております。

ただ、土石はそこでとまるんですけども、水のほうは合流してどんどん水かさが増えて、一気に山道を駆け抜けてきて、そこで土砂ごと道路を塞ぐというような状況が続いております。

これに対しまして、太子町としましても県のほうにまだ未整備である砂防壁をつくっていただくようお願いをしているんですけども、まずその雨水の対策をしないと事業としてはなかなかできないということで、太子町においてまず先に雨水対策をしてほしいということで県とも協議をしまして、現況も把握しておりますので、その雨水対策について方法を今検討中でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 先ほど提出の資料のほう見

ていただいたらわかるんですけど、提出の資料の2ですけど、これは2012年6月19日の台風4号が近畿地方に接近したときの天気図が左のほうに載っております。

ちょうどこの時間帯、8時ですね、この時間帯その位置だったということを気象庁にも調べております。

それと、雨量を示した水系名、揖保川のものであり、写真はそのときの原池団地の南のヒナサイ山から流れ出した水量の状態であります。

上の図を見ていただくとわかるように、写真を写された時間が上から8段目、6月19日午前8時、これは上川原で時間21ミリの雨量があった時点での写真です。

このとき、原からの勝原の幹線道路——あれ町道ですかね——一部道路が水没によって、通勤時に重なり、車の故障などによって一時通行どめになっております。

このときの時間的雨量は21ミリですけど、これがたまたま時間的雨量が50ミリ降ったかどうかであったのかということ推定した上で、私はヒナサイ山の件についてお願いをしております。

これまで各地で一瞬で生命、財産、家財を失われた被害者の人たちの苦しみは深刻です。時間雨量が100ミリを超える雨量が今年で32回あったと知らされ、また24時間200ミリを超える雨量が今現在では3倍に増えていると。これまでにないことで、もし起きるとする中で、生活圏の安全をどうすれば確保できるのか、現在雨量に関する危険性をリアルに受けとめて、危険地域、危険箇所に対して腰を据え、対策に取り組んでいく必要があるのではないかとということで、災害は起きてからでは反省にもならないし、そういったことで必ず早いこと実行していただきたいことをお願いいたします。

次に、防災行政無線同報系整備についての回答を先ほど総務部長のほうからいただきました。2億5,000万円を要するのではないかと。一般財源された消防防災設備費補助金の

メニューを対象とする地方債があるのではないんですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 先ほど説明しました防災安全交付金事業ということで、今社会資本整備事業の中でこの補助金というんですか、いわゆる交付金はございます。2分の1の補助で、それに対していわゆる一般公共事業債等がございます。

それをあわせて、全体で例えば総事業費に対する59%は国の補助なり交付税という形で来るという形のメニューになっております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 僕がちょっと調べたのでは、太子町は面積が22平方キロメートル、人口約3万4,000人で、基本設計が1,000万円から2,000万円程度で、親局ですか、これが3,000万円から5,000万円程度、ほんで子局、400万円から500万円程度、子局の場合は数が幾らになるかによって違うんですけど、目安として2億円かからないのじゃないかなと思うんですけど、これどうなんですかね。消防庁のほうから調べたあれではそうなってるんですけど。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 先ほど答弁の中で申し上げましたけども、同報系防災行政無線といいましても、双方向といわゆる単方向のものがございます。

たつの市が整備されているのは単方向ということで、これにつきましては太子町で整備する場合は1億6,000万円程度で、双方向というのはいわゆる子機のある子局から本部に対して連絡がとれたりということで、双方向通信ができるというものでございます。これについては、機器の種類等によりまして若干大きく異なりますけど、平均的なもので2億5,000万円程度というふうに御回答させていただきます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 両方で話するというのも大事かと思うんですけど、僕が言ってるのは役場からの指示、それが一方方向で住民に知らされるということで、私はこの無線の話をしたわけなんです。

それと、今回の庁舎建設の目的は災害拠点となる庁舎であることというのがうたわれており、住民に対する安心・安全のまちとして一番に必要なのではないかなという中で、この無線っていうことを私はお話をしたわけでありまして。

これが一度に不特定多数の住民、同じ内容の情報を短時間で、広報車や緊急車両が入れない最悪の場合でも、平常時における生活情報や広報を初めとする利用方法もあり、災害情報のみならず、いろいろな面で利用方法が考えられると。

そういった中、アイデア次第では人件費削減と効率のいい安全・安心の町に結びつくものと考え、私はこれを質問しております。先ほどの費用も、いいものであれば2億5,000万円、役場のほうから発信となれば1億5,000万円、そうなればこれも可能ではないかなと私は思うんですけど。

最後にいつでも起きるかわからないというのが最近の雨の状態、また災害であります。これまで太子町において災害ないことにより思いつかないこともあり、一度何か起きたら大変なことになります。

そこで、災害が起きない各地の事例をもとに分析をきっちり行うとともに、事前に机上訓練、また実地訓練などを通じて問題点を洗い出していただき、いつどこで何が起きるのかわからない昨今だから、安心・安全の町をつくるのを進めるためにも、少しの予算を災害対策の上でも削らず、ここ一番考えていただきたいということを提言して終わらせていただきます。

○議長（橋本恭子） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

次、井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 9番井川芳昭、通告に従い

まして一般質問いたします。

その前にちょっと文書の訂正をお願いしたいんです。通告文書の2行目のところの日付になるんですが、昨年と書いてあるところ、2011年の間違いでありましたので、この場で訂正し、おわび申し上げます。

それでは、太子町の救急体制についてということで一般質問をいたします。

現在、太子町は西はりま消防組合の中で、救急車両においてもその中で機能していると思う。

山形県山形市では、2011年10月31日の午前5時、ひとり暮らしの男子大学生が体調が悪いと自宅アパートから119番通報し、自宅の住所も伝え救急車両を要請したが出動させず、近くの病院を案内してタクシーで行くように促し、大学生本人には確認をとりましたが、結果、案内された病院には連絡できず自宅で死亡してしまい、発見されるまでに8日もたっていて、死亡原因もわかっていないという痛ましい事案が発生をしています。これを踏まえて、本町の西はりま消防組合での現状を伺います。

1、在宅の住民から119番通報が救急指令センターに入った場合、どういった内容のことを確認しているのか伺う。

2、その際にどういったことを言った場合に救急車両の要請と判断し出動させるのかを伺う。

3、在宅住民の意識が余りない中での119番通報が救急指令センターに入った場合の対応はどうか伺う。

4、在宅住民の意識があるかないかわからない状態で119番通報が救急指令センターに入った場合の対応はどうか伺う。

5、その際に意識があるという判断をした場合、その後の対応はどうか伺う。

6、在宅の住民から119番通報が救急指令センターに入った時点で救急車両が出払ってしまっている場合の対応はどうか伺う。

7、在宅の住民から119番通報が救急指令センターに入ったとき、どういった場合に拒

否をすることができるのか伺う。

8、救急車両が現場に到着してから各病院への搬送先については、こういった手順になっているのか伺います。

これについても、私どもは山形県の事案については当初から承知したわけでもなく、住民との会話の中で知り得たことでありますが、本当に対岸の火事ではないなというふうに思いまして少し調べてみましたが、SNS等のネットワークサービスとかの記事でありますとか意見、119番通報の録音内容の掲載または配信もされております。

私どももこれをちょっと興味深く拝見し、非常に残念な事案であったんだなというふうに感じました。

当太子町においても、西はりま消防組合の広域化の準備が24年4月から行われ、翌25年2月3日に組合設置の宣言式があつてから、丸2年を迎えていくようなことになっているんですが、これまでの西はりま消防組合の中においても緊急出動の要請を断ったとか、要請があつたが行かなかつたということについてもわかる範囲で構わないので、話の中で答えていただきたいというふうに思います。

今回、この質問をするに当たって、これについては西はりま消防組合の範疇ということで、委託先ということで、町当局に聞いていただいてもどうかというような話もありました。

しかしながら、私どもこういったこと常に知っておかないとという立場でもございますので、確認をしながら話していきたいと思しますので、回答のほうよろしく願いをいたします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 平成23年に山形市で起こった大学生死亡の事案につきましては、私ども大変痛ましいことと考えておりますし、住民の皆様の生命、財産を守るべき私どもとしましては、より一層の安全・安心体制の構築に努めていかなければならないものと

改めて感じたところでございます。

さて、お尋ねのあった救急搬送業務の具体的な方法などについてでございますが、議員御承知のとおり、常備消防業務は現在西はりま消防組合で行っております。

西はりま消防組合の成立と同時に、本町においては常備消防に関する事務の執行や業務のあり方を決定する機能は消滅しております。権能がないことについて、議会という重い場において答弁するということは問題があると考えますし、答弁の中で誤解などが生じてもいけませんのでいろいろ考えたんですが、本町における一般質問の答弁としてはできかねますが、西はりま消防組合からの報告として申し上げます。

なお、この報告に関する再質問についてはお答えできませんので、御了承をお願いいたします。

まず、1問目でございますが、住所、場合によっては目標物、氏名、どうされたか、症状などですね、それから年齢、性別、既往症、かかりつけ医、かかりつけ医療機関の有無、通報者の氏名、電話番号。

2番、救急車の要請であれば必ず出動させています。病院紹介の要請であれば症状に応じた病院を紹介しておりますが、その症状から緊急性があると判断すれば、救急車を出動させています。

質問3番目、可能な限り聞き取りを行い、対応は質問1と2の回答と同様でございます。

質問4、住所、氏名、症状が余り聞き取れない場合であっても、加入電話での通報であれば発信地表示システムにより場所が特定できるので、直ちに出動させております。

また、携帯電話からの通報で場所が特定できない場合は、その付近まで出動させ、通信事業者に依頼して携帯電話の位置情報を取得し、場所を特定できるようになっています。

さらに、ひとり暮らしなどで全て施錠されており、開錠できない状況であれば、支援隊として救助隊を同時出動させています。

質問5、救急車を出動させた後、救急要請でないと判明すれば、その時点で救急車を反転させています。

質問6、西はりま消防組合の他の署所から出動させます。

また、他の署所も全て出動中であれば、相互応援協定により、近隣消防本部に応援を要請いたします。

質問7、救急要請であれば、必ず出動させています。

質問8、傷病者を観察し、症状に適した最寄りの医療機関を選定しております。

観察した結果、専門的な治療、脳疾患、心疾患、多発外傷などが必要であると判断すれば、専門医療機関を選定しております。

かかりつけがあれば、可能な限りかかりつけを優先しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 この内容についてですが、これ以上突っ込んだ話をしても、副町長のほうからもありました。承知しておりますので、これ以上は質問を控えたいと思います。

119番通報においては、町民の大多数の方が、私含めて早々1人でいるときに経験するようなことではないと。また自分が倒れても周りの人がしていただくとかという場合が非常に多くあって、自分がなった場合に多分気が動転して電話のかけ方とかもわからないような形になってしまうんだらうなというふうに思いますが、救急指令センターのほうも速やかな聞き取りと的確な指示で対応していただくのは当たり前だと思いますし、この山形市の119番通報の内容についても、どうも自分で行ってもらえるようなニュアンスで聞けば聞くほど誘導しているような会話になってしまっていましたし、通報者の年齢も非常に若くて大学生ということで、容体が悪くても、言われるとそういうふうなのかなと、指令の方に半ば押し切られたような形になってしまって、通話時間も6分以上という形で、そんな時間があれば本当に救急車来れたのに

なということもあって、また朝も5時という早朝で時間帯も早くて、そういったことであればもっとも時間帯とかということを探していただければ、こういうことにはならないのかなというふうに思いますし、またそんな朝の時間に病院紹介されても、本当に自分ではどういけるのかなと、タクシーまで呼んで104調べて、そんなことができることはないと思うんですけどね。

また、その当時はという救急車全車そろってたということもあって、本当に何のために救急車両があったのかなと。

住民も軽率なことで救急車呼んでしまうということは非常に私ども含めて反省もしていかなあかんことやし、また指令センターの方もそういった雰囲気とかを察して、プロとしてももっとも対応していただけたんじゃないかなというふうにも思います。

当組合も、先ほども万全の態勢という形の中で、私も承知をしております。

でも、また当方におきましても、病院とか早朝に紹介した場合、当然あいとる病院なんか余りあるわけないんで、そういったことも紹介した後も1時間後ぐらいにその旨どうやったかなというふうな確認の連絡を入れてやることも、本当に親切なことやというふうにも思います。

この太子町においても、ひとり暮らしの方、お年寄りではない方も含めて、また学生の方のひとり暮らし、社会人で単身赴任されてる方もたくさんいらっしゃると思います。

この方々においても、御家族、御友人の方、ひとり暮らしの方の体調を非常に心配されている、遠方から来られてる方もいらっしゃると思うんで、そういった方々の心配も少しでも取り除いてあげることが、当該自治体の救急体制の責務だと、このたびの山形県の事案で痛感いたしました。

また、消防行政または救急行政には備えあれば憂いなしということがいつも言われてます。またまた、私も消防やりましたから、常々そういうことを言われてきました。

救急車の出動要請も、出動してみて、誤報であっても、軽微なものであっても、それでよかったというふうに私も思いますんで、この太子町においてもこのような痛ましい事案が発生しないように祈りたいと思いますし、太子町の委託先でもあります西はりま消防組合においても、そういったことについて再度使命感を持ってやっていただくということも申し送っていただき、太子町からも組合の議員の2名の方選出で出てますから、そういったことも確認しながら、今後引き続き行政判断の漏れのないようにしていくことを要望しながら、私短いですが一般質問を終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で井川芳昭議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時47分）

（再開 午後2時58分）

○議長（橋本恭子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼いたします。

13番公明党井村淳子、通告に従いまして質問をさせていただきます。

先の質問で同様の内容の質問があり、重複する部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

1番、介護保険制度の改正について。

介護保険制度が2000年度の創設以来大きく変わろうとしています。地域医療・介護総合確保推進法が6月に国会で成立をしております。今回の制度改革では、介護保険を利用できる人が減り、利用できても使えるサービスが減り、家族や自治体、事業者にも厳しい内容で、救うべき人が救えなくなるのではないかと心配をされています。

以下、3点についてお伺いをいたします。

1番、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が成立したことによって、住民生

活にどのような影響が出るのかについてお伺いをいたします。

2点目、今回の大きな転換をどのように計画、事業に反映して、今後の超高齢社会を見据え、高齢者が安心して生活できる町を目指すのか、太子町の第7次老人福祉計画、第6期介護保険計画への取り組みをお伺いいたします。

3点目、利用料の自己負担率、施設の食費や部屋代などの補助認定基準が厳しくなったりする反面、低所得者への軽減策拡大など負担面も変わってくると思いますが、どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。また、第6期における介護保険料の設定の見直しについてをお伺いいたします。

以上、3点よろしくお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それでは、1点目からお答えいたします。

本法律は、高齢化が進行する中で社会保障制度を将来も維持していくために、医療と介護提供体制の構築や地域包括ケアシステムの構築などを行い、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するものでございます。

住民生活といたしましては、在宅医療及び介護サービスを充実させることによって、重い介護認定を受けられておられる方々が安心して在宅生活を続けていくことが可能になるということでございます。

次に、2番目でございます。

団塊世代の方が平成37年には後期高齢者となり、介護や介助を必要とされる方が急増することが予測され、社会保障制度を将来も維持しながら、高齢者が安心して生活できる10年後を見据え、今回の制度改正が行われましたが、その中でも要支援1、2の対象者が介護保険本体の給付から訪問介護と通所介護を外し、地域支援事業として対応するサービスについて再編するということが大きな転換点でございます。

太子町の介護予防利用者は、平成25年2月末のデータでは全体の約19%、そのうち40%

が訪問介護と通所介護を利用しており、これまで利用しているものの相当数が介護保険の本体給付から外れることになるため、この方々への対応をどうするかが極めて重要な問題であります。

しかし、一人一人が生きがいを持って健康づくりや介護予防に取り組めるような支援サービス体制の構築としまして、住民が主体となって地域で活動する団体やボランティア、NPO法人等により、無料または低額な料金で地域の見守り、支え合い等の支援体制が地域包括ケアシステムの有力な社会資源の一つとして想定しております。

また、元気な高齢者が高齢者を支え、みずからの生きがいとなるような住民の自主的な活動をサポートする仕組みづくりも必要となると想定されますので、今後の課題を的確に把握し、対応策を策定に反映させたいと考えております。

次に、3点でございます。

御指摘の利用料の自己負担率、施設の食費や部屋代などの補助認定基準が厳しくなるということにつきましては、本人及び世帯全員の町民税の課税状況で判断しておりましたが、世帯分離されている配偶者の所得、預貯金及び課税対象となっていない遺族年金等から判断していくこととなる、事務処理が複雑になることが予想され、国等の通達を注視しております。

また、低所得者の軽減策拡大などにつきましては、標準段階が6段階から新9段階へと見直しされ、低所得者である年金収入80万円以下の方には保険料基準額の5割軽減から7割軽減に拡大されますが、段階に応じて極端な不均衡とならないよう設定を行ってまいります。

保険料につきましては、介護サービス事業量の27年度から3年間の見込みを精査いたしまして保険料を算出してまいります。介護サービスを必要とされる高齢者の増加が見込まれることなどから、介護保険料は増額になると予測しております。

ただし、現時点では見直し作業中であり、保険料算定段階には至っておりませんので具体的な金額は回答できませんが、できるだけ大きな増額にならないよう創意工夫していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、今回の大きな制度改正について若干お話をいただきました。

2番目に今回の改正を受けていろいろな計画が策定されていくわけですけれども、これについて3年に1回のこの改正の中で、今回ニーズ調査等はどのように行われたのか、されていたら。

それと、まずそのニーズ調査等はどういう形で行われているのかについてお伺いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） ちょっとニーズ調査の詳しい数字は手持ち持っておりませんが、今介護保険を利用されてる方2,000名を無作為に抽出いたしまして、アンケート記入によりニーズ調査を行っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今答弁で、介護保険を利用されている方約2,000名にニーズ調査を行ったということですが、今回介護保険を使っていない要支援、町から外れる方ですね、今までの支援から。そういう方に対しての調査等はされなかったんですか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 介護保険、当然要支援の方も含めての抽出になっておりますので、要支援1、2の方は含まれておると考えます。

ただ、そのほかにあと事業所関係ですね。こちらについてはアンケートによる調査じゃなくて、聞き取りによる調査のほうを実施しております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 大体町のニーズ調査というのは、全体からいいますとかなり少ない人数だなんていうような印象を受けるんですけども、今回そのニーズ調査を行われた方に対して、その回答率っていうんですか、そういうのはもう出てますか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） これもちよっと手元に持っておりませんが、3年前とほぼ同様の回答率を得たというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それと、今回の改正で、社会全体で支えていくための持続可能なこの介護保険制度を続けるために、かなり厳しい内容にもなっているんですけども、そういう今回のいろいろな内容の改正については、住民の方にどのような形で周知をされていくのでしょうか。

今後いろいろと策定をされた中で、いつも介護保険のパンフレットのようなものをいただくんですけども、そういう形とかいろいろな方法でこのたびの負担増になる方、反対にそういう軽減策によって救われるというか、今までよりも負担が少なくなる方等ございますが、今回の介護保険の改正を受けて、町としては皆さんにどのような形で周知をされていくのかについてお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） これは前回、3年前にも周知を行ったわけでございますが、当然広報、ホームページ等では周知を行います。

そして、あと個人に料金の賦課決定を最初にお出しします。通知ですね。この封書の中にそれぞれの今回の改正の内容等はチラシとして盛り込む予定しております。

それとあと、実際に利用者さんにこのようなパンフレット、これ毎回つくっておりますけども、当然これもおつくりして配布する予定はしております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それと、今回特別養護老人ホームに入れる方が要介護3以上となるわけですけれども、今現に入っている方でその対象とならない方で、いろいろ家庭の事情によっては、家庭では見れるんではないかみたいな状況がある方というんか、そういう一人一人の今の状況について、特養に入られる方の条件とか、そういうのはそういう介護施設を通じて外れる方とかはおられるような感じはどうですかね。もう今のまま入っておられるのでしょうか、行けるのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 現在特養のほうでちょっとお聞きした状況によりますと、介護度1、2という方も、どの施設もほとんどいらっしゃらないというふうには聞いております。

ですから、3以下で今回の改正によりまして、どうしても対象から外れるという方は、町内ではいらっしゃっても恐らく1人、2人というふうなレベルじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 なかなか今回の改正もいろいろとありまして、町民にとっては難しい内容になっているのではないかなと思います。

私も今回の改正、6月に制定されてからいろいろと読みましたけれども、本当に全部理解するのが難しいこの制度の改正でありました。

大きく変わってきますし、町内で今介護を受けられてる方、先の質問でも認定の方の数も言われてましたけれども、皆さんが本当に安心してこの住みなれた地域で暮らせるようにできるような手だてを講じていくためにも、広報のほうをしっかりとっていただきたいと思いますので、この1番については質問を終わりたいと思います。ちょっと待ってね、虫がおるんです。

○議長（橋本恭子） ちょっと見ていただく。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時11分）

（再開 午後3時12分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 ありがとうございます。ちょっと虫が気になって。

（「飛んできますよ」の声あり）

うそ、うそ。

○議長（橋本恭子） ほんまか。

○井村淳子議員 ほんま。ちょっと虫が来よる。

（「ハエみたいですね」の声あり）

そしたら、また引き続きさせていただきます。

それでは2番、地域包括ケアシステムの構築についてに入ります。

1番、高齢者が住みなれた地域で医療、介護、予防、生活支援などのサービスを切れ目なく受けられる地域包括ケアシステムの実現に向け、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、太子町に合ったシステムをいかに築くかでありますけれども、その取り組みについて状況をお伺いいたします。

2番目、地域で取り組む包括ケアシステムでは、認知症対策が大きな柱の1つになります。今後、高齢者が急増する上で、認知症患者または予備群も増えるものと予想されております。

厚生労働省では、認知症施策推進5カ年計画を2012年9月に公表しております。これまでの基本的な考え方として、認知症の人が行動、心理症状等により危機が発生してから的事後的な対応を主眼としておりましたけれども、今後目指すべきケアの考え方として、危機の発生を防ぐ早期、事前的な対応に基本を置くとしております。この方向を見据えて、町における取り組みをお伺いいたします。

それから3点目、施設中心から在宅生活、在宅介護に切りかえていくためには、手厚いサービスの体制が不可欠です。その取り組みについてお伺いをいたします。

4点目、要支援、予防給付事業が国から市町村に移管されることとなりますが、要支援の多様なニーズにどのように取り組み、効果的な介護予防事業を提供していくのかをお伺いいたします。

以上、4点について答弁をお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それではお答えいたしますが、午前中の森田議員との答弁と一部重複するところもあるかと思いますが、御了承願いたいと思います。

それでは、まず1番目でございます。

住民が要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられることができるようにするためには、行政が中心となり、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する包括ケアシステムの構築が必要と言われております。

太子町においても、医療と介護の連携強化を図るため、昨年より医師会による地域在宅医療推進協議会が立ち上がり、歯科医師会、訪問看護、ケアマネジャー、薬剤師会、龍野健康福祉事務所、地域包括支援センターが一堂に集まり、地域医療の課題や連携がとりやすいシステムづくりについて検討しております。

また、高齢者は入退院を繰り返すことが多いことから、平成24年度から病院の退院調整担当者とケアマネジャー、地域包括支援センター、龍野健康福祉事務所で入退院時の情報交換がスムーズに行くよう、ルールづくりをしております。

また、予防につきましては、元気な高齢者が健康を維持するために、介護予防を兼ねた自主活動として、身近なところで体操が行えるよう、10月からいきいき百歳体操の普及をしており、現在15カ所から支援講座の申し込

みがあり、今後全自治会で開催できるよう広めていく予定でございます。

生活支援につきましては、ボランティアやNPO、民間企業、協同組合等の多様な主体がサービス提供できるよう調整していくほか、高齢者等地域住民の力を活用した事業が展開できるように人材育成をしていく予定でございます。

このような地域資源の開発や生活支援の担い手育成のネットワーク化を行う生活支援コーディネーターの配置が介護保険法に位置づけられていますので、人員配置についても対応していきたいと考えております。

第6期の期間は移行期間も含まれており、全ての対策ができるわけではありませんが、可能な対策から順次実施してまいります。

次に、2点目でございますが、認知症を早期に発見するために現在物忘れ相談を実施しており、認知症の疑いがあったり、物忘れで心配のある方に検査、相談の上、必要に応じて受診勧奨をしております。

今後は、平成30年までに認知症の相談業務を行う認知症地域支援推進員の配置や医療、介護職員及びサポート医師による認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置することになっており、複数の専門職が認知症の疑われる人に訪問、観察、評価を行い、自立生活のサポートや家族の支援を行う予定であります。

また、徘徊する可能性のある認知症の方には、事前に登録し、万が一一方不明になったときに関係者に情報が迅速に伝わり、早期発見に対応できる徘徊SOSネットワークの構築も行っており、今後登録の呼びかけを予定しております。

住民の協力体制といたしましては、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターの養成を行っており、これまでに多数の方に受講していただいております。

さらに、認知症高齢者がおられる家族の方

に対する支援として、認知症カフェの立ち上げ支援を行っており、現在では3カ所において実施する方向で準備を進めていただいているところでございます。

このように、認知症対策も予防、早期発見、医療への連携、家族支援等に至るまで、それぞれの段階に応じた支援が必要となるため、途切れなく支援ができるよう、体制を順次整えてまいります。

次に、3点目でございます。

今後病院完結型の医療から地域完結型の医療を目指す医療提供体制の改革を踏まえると、急性期医療から早期かつ円滑な在宅への復帰を可能とする体制整備が重要であります。

そのためには、在宅診療のできる医師の確保や在宅介護の相談窓口の設置が必要となります。

また、地域の医療、介護関係者の間で、医療、介護等に関する情報を共有していただけるよう、支援体制の構築、さらには24時間365日切れ目なく医療介護サービスを一体的に提供できる24時間対応の訪問サービス施設や複合型サービス施設が必要となりますが、職員の確保が難しく、太子町では現在対応している施設はございません。

今後は、医師会の協力や介護施設の充実も図りながら、サービス体制を整えるよう努力してまいります。

次に、4点目でございます。

予防給付のうち、訪問介護、通所介護は市町村が地域の実情に応じた取り組みができる総合事業に移行し、予防給付から地域支援事業に位置づけられ、多様な生活支援のニーズに対して、生活援助の訪問型サービス、機能訓練の通所型サービス、その他掃除、洗濯、ごみ出し等の生活支援サービス体制の整備を図るとともに、基準や単価を決めていく予定でございます。

事業者は、現在のサービス事業者に加え、住民ボランティアやNPO、民間事業者、住民主体の自主活動なども平成29年4月には実

施できるよう準備を進めてまいります。

具体的には、地域のニーズ把握や生活支援コーディネーターの連携強化を図る事業所連絡会の開催、生活支援サポーター養成講座の実施、地域課題を共有し課題解決を行うため、地域ケア会議等を実施いたしまして、効果的な介護予防事業に結びつけていくことを考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今いろいろと答えていただきましたが、この地域包括ケアシステムの構築については、1番のところでは今後生活支援のコーディネーターをつくっていかねば、措置を急がなくてはならないということをおっしゃっていただきましたが、平成30年に向けて徐々にしていけるふうに、そういう制度なんですけども、この太子町としてはまず何から始めないといけないと考えておられますか。そのことについてお答えください。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 何からというか、今全て同時に進行しておりますので、既に多くのものかかっております。

特に、オレンジプランの中でうたわれております事業、認知症ケアパスの作成、普及についても、もう既に近隣市町と取り組んでおります。

そして、認知症初期集中の支援チームの設置、これについても今設置に向けての検討を行っております。

そして、地域ケア会議、こちらについてももう要綱がほぼ整いつつありますので、近々実際に機能するものと考えております。

そして、認知症の早期診断のための医療機関の整備、そしてまた専門医の育成等ももう既に町内の先生方に研修を受けていただいたりすることも始まっております。

ですので、どれからということはありませんが、ほぼ同時に進めたものが今現在動いているというような状況でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今大分地域包括支援センターの関係については、今年に入ってから何回か福祉のほうとかいろいろなほうで聞いたんですけども、予算もないでしたよね、この地域ケアに関しては。

その中でどういうふうに取り組んでいくのかなってというのがすごく気になる場所だったんですけども、今そういうソフト面ではいろいろなことがこのケアシステムの構築に向けて同時進行されているということで、若干安心をいたしました。

まだまだこれから太子町はまだ動いていないのではないかなってというふうな懸念があったもんですから、このたび質問させていただいて、今縦横無尽にいろんな形で取り組んでいただいているということがよくわかりました。

太子町においては、今医師会との連携も含めて、歯科医師さんとか薬剤師さんとか、いろんな連携をとられてるんですけども、この医師会ってというのはやはり揖保郡の医師会でしょうか。それとも、太子町の住民は割かし近隣の大きな病院にも行かれ、姫路とかも近いですから、そういうところの病院、近隣市町との連携のあり方ってというのはどうなんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 医師会というのは、たつの市・揖保郡医師会のことでございまして、介護にしろ、地域医療にしろ、全ての協力は地元のたつの市・揖保郡医師会と連携して行っております。

特に先ほどもお答えしました大病院からの退院の調整についても、もうこれ既に機能しておるわけなんですけど、急性期の病院から回復期のリハの病院に移り、そして維持機能回復の施設に移るといって、こういう流れを構築するに当たって、当然医師会さんの協力っていうのも不可欠でございまして、もう既にこの後については地元たつの市・揖保郡の先生方に御無理を申し上げてるところでございませう。

（井村淳子議員「近隣の姫路とかの連携はもうなしで」の声あり）

○議長（橋本恭子） 近隣の状況とか……。生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 姫路の医師会さんと直ということよりも、先ほどの例えば退院調整のお話にしましても、姫路の大きな病院の地域連携室というのが必ずございますので、その地域連携室と各市町が連携をとりながら、該当する患者さんの退院に向けての準備を進めるという、そういう形になっております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 これから本当に立ち上げながらいろいろと手を打っていく中で、朝の質問の答弁の中にもあったんですけども、今の地域包括支援センターの人員で対応していけるのかなってということが、いろいろと資料見ている中でクエスチョンマークでした。今の人員ではとてもできないようないろいろな人材が必要になってくる。

先ほども言われてましたけども、この認知症初期集中支援チームとか認知症地域支援推進員、こういう人をそろえるだけでも、専門的な知識を要する方がたくさん要るわけですよ。

今後、そういうことを進めていく中には人的な配置が、それも普通の人材じゃなくて、介護士さんとか保健師さん、看護師さん、医療関係の方、いろいろな資格を持っていないとできないような仕事が今後たくさん出てくるわけですけども、今の地域包括支援センターの人員ではやっぱり大変に厳しいというふうな話をされてましたけども、この動き出したシステムについて、大変重要な位置を占めるこの支援チームとかセンターの配置ですけども、今後町内においてどういうふうにその人材を募っていくのか、そういうところの担当職員の層を厚くしていくための方策とかはもう考えられていると思うんですけども、それについてお願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 先ほどもちょっと申し上げましたが、今後地域包括支援センターの中には専門職として生活支援サービスコーディネーター並びに認知症地域支援推進員の配置もこれから考えていかなければならないんですが、当然地域包括支援センター、介護保険法の施行規則で定められた規模っていうのございます。

大体第1号保険者の数がおおむね3,000人から6,000、本町の場合は約8,000です。大体おおむね3,000から6,000に1チームの地域包括支援センターを設置しなさいと、これが大きな基準でございますが、うちの場合でしたらもう既に1カ所で8,000の1号保険者を抱えておりますので、こういう意味から少し体制がこれからある程度、もう1チームだけではちょっと対応が難しくなってるっていうような状況で御説明したわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 本当にこれからいろいろな人材含めて登用していくっていうことについては、やっぱり経験も必要ですし、また新しい人も育てていかないといけませんので、しっかりとその点は手当てをよろしく願いたします。

それと、今認知症サポーターが小学校、中学校も含めていろいろとサポーターになるための講習を受けているということも聞きましたけども、私たちも福祉のときに有志のメンバーで認知症サポーターの講習を受けました。やっぱり知っているのと知らないのではもう全然対応が違ってくるなということがすごい勉強の中でわかったんですけども、今現在のこの認知症サポーターの数っていうのは、何人ぐらいに上っておりますか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） ちょっと正確な数は今つかんでおりません。約1,300人ぐらいだと思います。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今後も高齢社会に向けて、みんながどんなときでも対応ができるようなそういう体制を、この認知症サポーターを増やすというんか、講習を呼びかけることで確保していただきたいと思います。

それと、認知症カフェ、ちょっと私もよくわからないんですけども、今町内には3カ所あるという答弁でした。

今後、この認知症カフェは手挙げ方式で、したい方がこれに取り組んでいかれるということをお聞きしたことがあります。この認知症カフェではどういうことをしているのでしょうか。

それと、今後どれぐらいまで将来的には増やして、相手があることですからはっきりとは言えないかもしれませんが、認知症カフェ、今後どれぐらいまで設置を目標とするんか、目安についてお伺いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） これは当然受け皿が必要となります。

それとあと、正式には来年の4月から稼働いたしますので、今現在のこの3方については研修を受けていただいて、これから準備のほうにかかっているわけなんですけども、認知症カフェと申しますのは、要は認知症の高齢者等を抱える家族を支援する場というふうに理解していただけたらいいかと思いますが、その場に専門職等も当然定期的に派遣いたしまして、相談業務に応じます。お互いに家族同士の交流の場としても使っていただける。気軽に集まっていただける場というふうにしたいなとは思っております。

ただ、数についてはこれからちょっとその辺の状況を判断しながら、また次年度以降考えていきたいと思っています。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今いろいろ聞いてきましたけども、今後来年の27年4月からは要支援と予防給付の事業が国から市町に移管されるということで、いろいろなことを考えておられますね、社会福祉協議会とか、あとシルバー

の方とかNPOとか、いろいろなところの手をかりながら、そういう地域支援事業を行っていきたいということですのでけれども、29年4月からということで、まだ若干の、2年ぐらい先になってくるんですけども、町内においてはそんなにNPOも多くないですし、それとあとシルバー人材といっても、高齢の方がたくさんいらっしゃるんで、元気な高齢者の方にいろいろとお願いをされていくんですけども、一つ一つ具体的にやっぱり何かのメニューをつくりながら、それに対して募集をかけていって、そういう体制をつくられていくということでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） この予防給付から地域支援事業のほうの移行に係る分ですが、まず現在デイとヘルパー事業を利用されてる方、この方がやはり一番大きな問題でございまして、当然受け皿としては今利用されている方をこれから先どういう形にしる今のサービスを何とかして継続していきたいと、受け皿別にいたしまして、考えております。

それ以外に地域支援事業として、やはり要支援者の一番ニーズの多かった買い物ですね。それとあと、ごみ出し。あと、洗濯物の取り込みとか、こういう地域で生活する上で、少し日常生活にサポートがあれば、何とかやっていけるといふ、こういう事業を今もう既にちょっとかかっておりますが、シルバーさん、そして今ちょっと商工会とも話しております。

その中でちょっとした近隣の方でごみ出しの協力できる人、また洗濯物取り込みできる人、買い物もそういう部分的に手助けできる人、こういう人を地域の中で、今先ほど申しましたNPOとかボランティア、そしてシルバーさん、商工会さんとも今ちょっと話しながら、どこかと何とか受け皿となるようなところお話ししたいというふうに思ってます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 本日に今まで利用されている方がぱんと切られるわけですから、そこに

持ってきて、継続の支援がなければ、地域で、自宅で生活ができないということもありますので、今部長が言っていただきましたように、いろいろな方の力をかりながらコミュニティーをつくっていただきたいと思います。

本当に今回この地域包括ケアシステムをいろいろと研究、勉強する中で、地域挙げてとか町挙げての支え合いの共生社会をつくっていかないと、私もその高齢者に入っていくんですけども、高齢化社会は支えてもらえないなというふうに思いました。

本当に、自治会においても自治会に入らない人とか子供会に入らない人とか地域のそういう縁が薄くなってきている中で、再度このシステムを通しながら、支え合いの共生社会をつくっていかないといけないということで、大変に苦勞のいる地道な作業でございまして、この地域のきずなの再構築に向けて、しっかりと担当課のほうで頑張りたいと思います。

それにあわせて、また町長にはしっかりと人的な面も含めて、また組織の再編、構築に向けても頑張りたいと思いますので、今回のこの地域包括ケアシステムの構築についての質問は終わります。

では、次に入ります。

3番目、介護予防という観点での公園整備について。

我が国の平均寿命は世界での最高水準となりましたが、健康寿命が平均寿命と同様に伸びないことが大きな課題となっております。

高齢期は、今や誰もが迎えると言ってよい時代となっており、高齢者になってからの人生もまた長い。その長い高齢期をどのように過ごすのかは、個人にとっても社会にとっても極めて大きな課題となっております。

公園に高齢者向けの健康増進遊具を設置し介護予防公園とする地方自治体が増加しております。ひとり暮らしで閉じこもりがちな高齢者らが気軽に運動できる場を提供し、介護予防につなげたい考えからです。体に負担

をかけずに背筋を伸ばせるベンチや足腰を鍛え平衡感覚を強化する手すりつきの階段、足を伸ばして柔軟性を上げる器具など、さまざまな健康増進器具が開発をされてきております。また、そのような公園には効果的な利用方法などを記した案内板が設置されているところもあります。

これまでの公園整備は子供向けの遊具設置が主たるものでありましたが、今後ますます進む高齢化社会の介護予防公園として、公園に高齢者向けの健康増進遊具を設置、整備することについての考え方をお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 現在、公園整備中の総合公園整備事業におきまして、子供たちから高齢者の方々までの多くの方に利用していただけるよう、遊具広場や多目的広場など目的に応じたゾーンを設けて、安心・安全に利用していただける公園整備の計画をしております。

多目的広場周辺にはいろいろな種類の健康遊具を設置して、ウォーキングなどとあわせてスポーツを楽しみながら健康づくりができるように考えております。

さらに、遊具の使用法や設置場所、ウォーキングコースの表示などを行い、人に優しいユニバーサルに配慮した施設整備に努めてまいります。

また、既存の公園等におきましても、総合公園での利用状況を見ながら、公園長寿命化計画の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今整備中のその総合公園に子供たちから高齢者まで安心して使っていただけ、多目的広場にそういう物も設置をしていくというふうにお聞きしましたが、具体的にはどのような物を設置される予定ですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 一応8台の計画をしております、平行棒、バックストレッチ、脇ストレッチバー、ボディーツイスト、ラダー、背伸ばしつり輪、平均台の以上の8台を計画しております。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 本当に介護予防を備えかねた遊具設置が将来されるということで、実際に多目的広場が設置されて、いつから使えるようになる予定ですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 一応現在の計画は28年度まででございますので、そのときには使えるようになるというふうに予定はしておりますけれども、今ちょっと総合公園の見直しをしているときもありますので、若干ずれるかもわかりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そういう公園ができるってということで、その計画に入っているということでよかったなと思います。

なかなか公園に行っても、私も孫を公園に連れていっても、大人が遊べるのというたらブランコぐらいしかないなと思いながら、赤穂の海浜公園に行ったときに、いろいろな高齢者の方向けの器具もたくさんありましたので、太子町もあればいいなと思って質問したんですけれども、そういうことが予定されているということで、安心しました。

本当にウォーキングの方も増えておりますし、自分の体はやっぱり自分で健康にしておかないといけないという意識の方が増えてきて、また28年度からそれが使えるっていうことになってくると、本当に小さな子から高齢者まで安心して使える施設になると思います。

それで、今回総合公園を整備されて、その後既存の都市公園にもという話もありましたが、様子を見てということですが、例えば自治会の公園に設置をする場合は、こういう高齢者の遊具も町の要綱による補助金の対

象にはなるのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 補助率のほうちょっとはつきりと覚えてないのであれですけども、新設の遊具の補助は対象になりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ありがとうございます。

また、皆さんにお伝えしたいと思います。28年度以降ということなんですけれども、今後の新たな公園づくり、また公園の再生事業を行う場合には、こういうバリアフリーとかユニバーサルデザインなどの多様化する社会のニーズへの対応、そして高齢福祉への対応で、大人も子供も遊べる、憩える、楽しみのある公園づくりの検討をしていただきたいと思っておりますので、総合公園に限らず、今ある資源の中で対応をしていただきますようお願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。

最後4点目、消防団員確保の推進について。

近年、地域防災に重要な役割を果たしている消防団の団員数減少や高齢化などで消防団の活動の維持が難しくなっております。東日本大震災の教訓も踏まえ、昨年（平成25年）12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立をし、国は一層の人材確保策を求めているところです。

本年4月1日の速報値（総務省の消防庁）によると、全国の消防団員数は86万4,633人と昨年より4,239人減少しており、都道府県別に見てもほとんどの地域で減少傾向にあります。

団員数が不足する背景には、人口の過疎化、少子・高齢化社会の到来や地域への帰属意識の低下、仕事との両立の難しさなどがあると見られております。太子町においても例外ではありません。

こうした中、公務員や大学生、一般企業の人、そして女性にも地域防災力の担い手とし

て参画しやすい環境を整備することで消防団員の確保を促そうと、独自の支援策に取り組む自治体も出てきております。

愛媛県松山市では、1人の団員が消防活動の全てに対応するのは大きな負担になるため、平成17年から減少する消防団員対策と国民保護法における消防団の担う役割の拡大を補完するため、基本的団員と区別して、できる範囲の活動をする機能別消防団という考え方を導入しました。現在は4つの機能別消防団があり、それぞれの立場に応じた活動に励んでおります。

これらの取り組みで、平成17年には2,147人だった団員数が、平成26年10月現在では2,423人と300人近く増加しているとのことでもあります。

太子町でも消防団員の確保、充実のため先進事例等を研究し、この機能別消防団に取り組んではいかがでしょうか。考え方を伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 平成26年4月現在の消防団員数は429名と、条例定数の457名から28名下回っております。

現在、本町消防団では各分団において団員の勧誘を進めておりますが、勧誘の方法はさまざまで、多くは自治会など地域の協力を得ながら団員確保に努めております。

しかし、団員数が不足する背景は他地域と同様で、団員の確保には苦慮しているのが現状でございます。

本町では、現状の消防団条例においては、本町住民のみ団員の任命ができるということになっておりますが、さらなる団員の確保に向け、平成27年4月から町内在勤者においても任命ができるよう、条例の改正を検討しております。

また、女性団員の増員を目指し、まずは女性町職員を対象に消防団員の勧誘も今現在行っております。

今後においても、先進事例を研究いたしまして、消防団員の確保、充実のための取り組

みを推進していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** 井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 今、部長のほうから答弁していただきました。

私もここ5年ぐらいの消防団の数の推移を見てみました。平均して429名、一番の多いときでここ5年間の中では23年の432名、あとは大体428人の間でうろろうしてるといふ、そういうこの人数でございました。

いつも決算、予算のときにもこの457名の条例定数にはなかなか達していない、その中でいろいろと募集はされていると。しかし、人数が、高齢化とかサラリーマンの方が町外に出ていかれて団員になる方が少ないと、そういうことから増えてきていないというのが現状であるということをお聞きしております。

その中で、先の決算委員会では、庁内の職員、女性職員に向けて今募っているところなんだということをお聞きしましたが、現在その女性消防団に入りたいという女性職員の方はおられたんでしょうか、いかがでしょうか。

**○議長（橋本恭子）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（井手俊郎）** 正規の女性団員は1名でございまして、今現在先ほど申しましたように女性町職員を中心に今お願いしておりますが、なかなか厳しい状況でございます。

**○議長（橋本恭子）** 井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 今1名というのは、立岡のあの方ですよ。

本当にいろいろと今回の機能別消防団っていうのできた背景を調べながら見ておりましたら、西宮が兵庫県では初ということで、機能別消防団に取り組みされておりました。

やっぱりその成果もあって、今充足率は約97%ぐらいまで上がったというような、そういう記事を見たわけですけども、ほかのところでも尼崎においても平成5年からは女性消防団員を募って、現在は23名ということで、

特に消火活動とかそういうのではなくって、幼稚園で手づくりのそういう防災の紙芝居をしたり、オカリナの演奏を行ったり、いろいろところで防火クイズ等も行いながら、そういう小さい子向け、また大人向けの防火の普及啓発にすごい役に立っていただいているというふうな記事も見ました。

全国的に見ましても、この女性だけではなくって消防団員、また元消防職員のOBの方の機能別のそういう固まり、それとバイク隊、バイク等を持たれて、それを趣味にされている方に、いざというときに災害でも見直しされております大きな車が入れないところにバイク隊が支援の品を持っていくというふうには、日ごろからそういうバイク隊を設置しているとか、その地域によって機能別消防団の種類もいろいろですけども、太子町においても今まで消防に携わっていた方、もちろん高齢ということもあるんですけども、すごい経験とか知識が豊富だと思いますので、そういう方に対してまたそういう機能別消防団を、それが太子町で取り入れられるなら、もっともっと地域の防災力のかき上げができるんじゃないかなと思うんですけども、機能別消防団っていうことを今まで、平成7年か8年前ぐらい前からこの制度できてるんですけども、うちの消防団もそのころからだんだんやっぱり減ってきているということも考えると、こういう機能別消防団っていうのも一案かなと思うんですけども、そういうことを今まで考えられたこと等はございますか。これから考えていきたいというようなこともございますか。

**○議長（橋本恭子）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（井手俊郎）** 先ほどお話出ました機能別消防団員でございまして、これは全国でもう既に地域住民が参加しやすい環境をつくるという意味で、特定の活動のみに限定して参加していただく団員のことでございまして、今議員おっしゃったとおりでございます。

特に兵庫県下ではもう既に西宮、西脇、篠

山と3市の消防団で機能別消防団員制度の導入を図っております。

特にその団員さんにつきましては、やはり今おっしゃられたとおり、消防団員のOBの方が中心のようございまして、豊富な知識と経験を生かしてほしいと、特に災害時の際というふうな限定をしたような団員でございます。

ただ、一般団員とやはり消防の面とか報酬とか公務災害、また退職金の問題とかいろいろ調整しなくちゃならない問題も多々あるようございまして、まだ一気に増えるというような状況ではないと思います。

本町におきましても、今年26年度は退団者が実は57名いらっしゃいまして、新入団員が55名と、既に今年も2名減となっております。昨年も退団者が51名、新入団員が52名と逆に1名増えておりますが、このような急激な現象ではなくて、毎年少しずつ状況が悪化してるような状況でございますので、本町におきまして、先ほど申し上げたようにまず女性団員、そして町内在勤者の消防団員の確保ということで、まず取り組まさせていただきます、その後状況を見ながらこのような先進的に取り組まれているところももう少し検討してみたいというふうには思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 まず女性、また町内の在勤者からということで取り組みがどんどんされていくということですので、今回本当にいろいろな自然災害、今年もありました。いつ起きかわからない地震や災害も本当に各地で起こっておりますし、この災害がないと言われる太子町であってもいつ起こるかもわかりません。

そういう中、地域の防災力を高めるためにも、消防団員の確保、機能別消防団員のそういう地域の防災力を上げるために確保をしていただきたいと思います。

本当にこれには予算も必要ですし、いろいろな条例の関係もしなければならないことも

ありますけれども、とにかく今また防災リーダーとか防災士とかいろいろな方が町の中でも防災意識を高めて、いざという災害のときのためにみんな日ごろからいろいろなところに参加をされて訓練をしているところであります。

しっかりと町を挙げての防災力のアップのためにも、今後積極的に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本恭子） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

次、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 5番福井輝昭、12月に入りまして残りわずかとなってまいりました。また、天気予報ではあすから寒くなるということでございますので、行政諸氏の皆さんには健康に留意されて、26年を締めくくっていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

播磨圏域における太子町について。

先日、読売新聞に見開きで、「播磨から始まる日本の新たな「創造と成長」」と題して、10月17日姫路で開催された播磨地域道路関係6団体合同臨時総会・はりまフォーラムについて特集があった。

この関係6団体は、9市、で申しわけないですが、9市8町ということでよろしく願いたいいたします。当然、その括弧内の市町の数も変わってきますので、訂正されたものを読み上げますので、よろしく願いたいいたします。

括弧の中におきましては、（姫路市、加古川市、たつの市、明石市、相生市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、播磨町、稲美町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町）の市町長、議長、商工会議所会頭、商工会会長、有志の兵庫県議会議員で構成される。

フォーラムでは、播磨地域は農林水産業、商工業における一大経済圏域であり、国家産

業の強靱化において潜在能力を有しております。播磨の強靱化が国土の強靱化につながり、さらに播磨を成長させるとして、強靱化への基幹道路ネットワークの構築等を決議している。自然災害が比較的少ない播磨地域は、企業の進出、また首都機能の移転においても十分対応できる地域である。

人口減社会を迎える中、太子町としても播磨の、またみずからの潜在能力を生かすことで将来の展望が開けると考える。太子町、また播磨地域発展のために、太子町はどうあるべきか。よろしくお願いたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 御答弁させていただきます。

播磨地域は物づくりの一大拠点であり、この地域を強靱化するには基幹道路ネットワークの構築が必要であることから、10月17日に開催された播磨地域道路関係6団体合同臨時総会・はりまフォーラムにおいて、1、中国横断自動車道姫路鳥取線、播磨新宮インターチェンジから山崎ジャンクションの間の着実な事業推進、2つ目として、国道29号線姫路北バイパス残区間の早期供用開始、3つ目として播磨臨海地域道路網の計画段階評価、早期着手等が決議されました。

これらの道路網の整備も含めて、現在姫路市を中心に中枢拠点都市として、1、圏域全体の経済成長の牽引、2つ目として工事の都市機能の集積、3つ目として圏域全体の生活関連機能サービスの向上を柱とする地方中枢拠点都市の協議を進めており、特に町単独で実施するよりも効率的であると考えられる生活関連サービスについて、拠点都市と連携することにより、地域福祉の向上に寄与することを目標に、今連携事業を協議しております。

内容については、報告できる段階になれば説明させていただきますが、今まさに協議中でございます。

それぞれの団体が将来展望を描くのみならず、広域的な観点から圏域全体で発展してい

こうとするものであり、人口減社会に対する1つの方策であると考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ちょっとお尋ねしますが、先ほど協議中であるということなのですが、地域中枢拠点都市への協議中については、これは姫路市が中心となって、そういうふうを考えてよろしいですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） そのとおりでございます。姫路市を中枢拠点都市として、それぞれの構成市町で連携協議を行っているところでございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 非常に読売新聞さん、本当に私もびっくりしたんですけども、これだけのもの出してます。御存じの方おられると思いますが、本当にこれを見て改めて私、太子町で生まれて64年ですけども、こういうふうな形で太子町はもとより播磨地域を概観するという、そういったこと余りなかったですね。別に住んでるといふ、それだけで何かこれだけのものがあるのかなっていうの初めて見せていただいたという、非常にこの特集で播磨地域を検証されているなというのは私も自覚するに至ったような次第ですけども、本当に太子町を含めたこの播磨地域というのは、改めてこの特集から見えることは、国家において本当に強靱化も含めましてですけども、重要な位置にあるんだなということ、これごらんになられた方、町長含め、皆さん御支持された方は、恐らくこの感じられたと思いますし、当然講師の先生方も話の中においてもそうだったと思いますが、こういうふうな地域にあって、本当に我々が果たすべき役割、これについて改めて思うんですよ。

だから、太子町1つの行政のみならず、播磨地域の発展のために太子町はどうあるべきなのかという、それが非常に大きなこれからの課題ではないかなと思います。そのことが、ひいては太子町の発展であり、当然播磨

地域の発展でもあります。国土強靱化につながっていくという、そういうような流れにあると思います。

改めて今総務部長のほうからそのようなお話をいただいておりますが、この中で道路、これは道路関係も関係6団体ということなので、基幹道路ネットワークの構築に向けての総括順位を考えているかなと思います。この企業、例えば基幹道路ネットワークの構築がこれいつ供用されるのかどうかわかりません。播磨臨海地域道路がいつになるかわかりませんが、供用されたとして、この太子町におけるその影響、供用開始されて、太子町がどういう形で影響を受けてくるか、そういったことを少しおわかり、失礼な言い方ですけども、あれだったらお話いただけませんか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） このフォーラムでも述べられてますとおり、当然地域の輸送力、また輸送時間等が短縮されれば、それだけその地域でのいわゆる産業効率というんですか、がよくなりますので、当然地域には新たな産業なり、また例えば我々が今懸念しております工場等の再整備というんですか、新たな工場の転入促進なんかも図られるんじゃないかなというふうに思います。

また、仕事等ができれば、そこにまた人口がより増えてくるというようなことで、そういう意味で太子町もこの圏域のよさを十分生かして、姫路を中心に協議を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 まさに私が思ってること、総務部長言っていたと思います。

これは、当町から、我々から見た話ですね、実際。

じゃ、企業はどうなんだと。企業からは、こういうふうなフォーラムについての内容については、果たして企業はどう見てるのか。どうですか。

○議長（橋本恭子） ちょっと、暫時休憩し

ます。

（休憩 午後4時05分）

（再開 午後4時05分）

○議長（橋本恭子） 再開いたします。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 これについては、本当に夢のある話ですね。この特集を読みますと、今までどうしても姫路バイパスが慢性的な渋滞であって、非常に物流のインフラが整備されていなかったという、これから物流のキャパに対応するように、やはり播磨臨海地域道路が必要だということ、当然そうなるわけですけども、今まさに総務部長からお話あったその影響というのは、非常に大きな影響力を持っているというのが、これは事実だろうと、そのように考えております。

そのようなことも見据えて、今後太子町が人口減少の中に入っていくについて、これからどう太子町がこの難しい難局を乗り切っていくのかということ、これで展望が見えてくるのではないかなと思いますので、今後この播磨臨海地域道路の建設に向けては、力強い形で応援していくというんですかね、やっていただきたいなというふうに、そのように考えております。

ちなみに、この臨海地域道路っていうのは、供用開始っていつごろのようなあれでした。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午後4時06分）

（再開 午後4時07分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（北川嘉明） 福井議員も御存じだと思いますが、この地図を見ていただければまだ調査中というな言葉も、漢字も出てますし、はっきり言いまして、まだルートもどこからどこへどのようにつながっていくかということも決まってない段階であります。

国交省または財務省、麻生大臣、大田大臣にしてみても、この道は必要だということ

までは認識をされております。お金を握っている主計局のほうも何となくは必要なんだなというような認識で今進んでいるところでありまして、何年後に道路ができるかというのは正直言いまして私もまだわからないようなところでもあります。

1年に1回、西播磨市町長会で8月に国のほうへ陳情に行きます。そのときは姫路の4市長は必ずこの道路のことは関係大臣に説明して帰ってますので、国のほうにあってはこの道路は忘れられないと思います。

引き続き、早期に道路がつくよう陳情活動をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 今町長より非常に力強いお言葉をいただきました。私もありがたいなと思っております。

とにかく、その播磨地域の強靱化が国土の強靱化であるということ、陳情の折にもよろしくお願いしたいなと思っております。

播磨灘ってというのは非常に穏やかな瀬戸内海にありまして、非常に大阪、九州を結ぶ海上交通の要衝にもなっております。

そうした播磨灘臨海地域に数多くの企業が今進出して、大きな播磨臨海工業地帯を形成しておると同時に、また瀬戸内海の豊かな海水産物による水産業も非常に盛んな地域でもありますので、そしてまた世界文化遺産である国宝姫路城を有する姫路市は海外からも多くの観光客も迎えておりますし、商業地としても駅前再開発に取り組んでおり、発展しております。

また、播磨には農業や林業においても豊かな土地や資源に恵まれ、非常に盛んな地域でもあります。

また、先ほど申しましたが、非常に自然災害が少ない地域でありますね。私も六十数年生まれてから住んでおりますが、大きな災害ってというのは出くわしておりません。本当に恵まれたところでもあります。

また、予想される南海トラフ巨大地震が起きましても、この特集にもありますが、予想される最大津波高も3メートルというふうに、非常に比較的影響の少ない地域であるというふうなことも言われております。

そういうふうな播磨におきましては、非常に国にとって、改めて本当に大切な地域だになっていう、それだけに播磨として国家に役立つような、そういうふうな強靱化にこれからも努めていかなければならないかなっていうふうには思っております。

そういうようなことで、今後とも町長初め、播磨臨海地域道路を初めとした高速道路網の一日も早い建設着手、そして供用開始がなされるように、私のほうからよろしく願いたいと思っております。

次に、2番目の質問に移りたいと思いません。

新庁舎開庁に向けて。

新庁舎の骨格が姿をあらわし、日々その形を整えつつある。来年9月開庁が現実的なものとなってきた。新庁舎建設は太子町にとって60年ぶりの大事業、それは庁舎が新しくなるというだけではなく、太子町の新たな躍進の一步であると考えている。

新庁舎開庁に向けて、以下に伺う。

(1) 組織再編は考えているか。だとしたら、それはどのようなものか。

(2) 庁舎が新しくなるということは、職員の心構えもそれにふさわしいものでなければならないと考える。新庁舎開庁に向けて、職員の研修、教育はどうなっているか。

(3) 新庁舎開庁に向け、行政サービスについて町民より要望のあった主なものは何か。開庁までいましばらくあるが、行政サービスについて町民の要望等を聞く機会を持つつもりはないか。

(4) 新庁舎は人々が集い、交流が持たれる地域交流拠点として位置づけられている。人々の交流を育むについては、施設という場を提供するだけではなく、能動的な施策が必要だと考えるが。

(5) 地域交流ゾーンまた議会ゾーンで冠婚葬祭等に使用することについてはどうか。議会ゾーンについては議会が閉会中であることは当然だが、そのほかこれらのゾーンについてどのような利用が考えられるか。

(6) 新庁舎開庁に向けて、特記すべき事柄はあるか。よろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 6点の質問がございましたけど、私のほうから2点、最初の1番目と2番目をお答えさせていただきます。

まず最初に、組織の再編でございますけれども、「活きるまち」、「誇れるまち」、「つながるまち」、「安心のまち」を基本理念として新庁舎の建設を進めており、組織及びその運営についても住民が主役である新しいスタイルの開かれた庁舎を目指しております。

限られた職員数の中で、福祉分野におけるニーズの拡大、多様化、住民サービスの向上とこれから超高齢化社会に対応した組織、体制づくりが必要であると考えております。

そのような中で、組織再編については、職員配置や体制のあり方、また住民にとってわかりやすい窓口をどのようにすればいいかなど、課題を整理しながら今現在準備を進めております。

その具体的な内容につきましては、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。しかるべきに住民の皆様にも周知したいと考えております。

2点目でございます。

新庁舎が住民の皆さんに心地よい居場所となるように、職員がどのように接すべきか、初心に戻って考える必要があります。

その一環として、保育士、幼稚園教諭を除く全職員を対象に、11月12日から14日の3日間において、全6回に分けて町民が作成した接遇の手引き等をもとに、窓口や電話での応対接遇ルールを実践的に身につける接遇意識向上研修を実施し、職場全体の接遇意識の向上を図ったところでございます。

今後におきましても、自治体職員として必要とされる知識や技能を一層に高め、常日ごろから職員一人一人が全体の奉仕者としての立場を自覚し、おもてなしの気持ちを忘れない、そして住民目線に立った行政サービス等が常に提供できるよう、努力してまいる所存でございます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 続いて、3番の項でございます。

新庁舎建設に向けて、基本計画、基本設計、実施設計の各段階におきまして、まちづくりの集いやパブリックコメントなどを実施して住民の方々の御意見を伺ってまいりました。さらにいろんな団体への出前講座等も行っております。

意見は多岐にわたり、全てを満足することは困難であります。行政サービスに限りましては、まず1つとして証明書の発行が1カ所のできるサービス、2番目としまして総合案内サービス、3番目としましてさまざまな情報が自分で検索できる、4番目として住民が自由に使える場所の提供、5番目として住民の創作活動の発表の場、6番目として幼児を遊ばせるスペース、7番目として個人や自治会活動の印刷やコピーができるサービス、8番目として図書の貸し出し、返却ができるサービス、9番目として月刊誌の閲覧ができないかなどの御意見を伺っております。

いただいた御意見を参考に、住民サービスの向上に向け、いろんな観点より最終検討を進めております。

また、町民の皆様のご要望等を聞く機会につきましては、庁舎に特定しましたまちづくりの集いのような規模の物は考えておりませんが、現在も小規模ではありますが出前講座等の要請に対応させていただいております。

出前講座の趣旨としましては、意見を聞く場というよりも、皆さんに広く知っていただく機会と考えております。

今後も開庁までできる限り行政サービスの向上に向け取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

次、4番目でございます。

新庁舎には、仮称として地域交流センターを併設して、住民の交流や行政との協働、住民の自主活動の場として、幅広い層の方々に利用していただけるように考えております。

また、従来からよく言われる箱物行政にならないよう住民の方々の意見をお聞きしながら、一定のルールの中で自由度の高い施設への検討を進めております。

今後も新庁舎開庁に向けて、さらに運営形態等の検討を行いながら、ユニバーサル社会づくりの現実に向けた住民主体の交流の場づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、5番目でございます。

設計のプロポーザルの中で、庁舎活用提案としましては結婚式の提案もあり、基本設計、実施設計の中でさまざまな活用ができるように検討を行い、議場のオープン化等さまざまな活用に対応ができる工夫はしております。

具体的な活用につきましては、今後地域交流センターを含めた活用計画の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

現時点におきまして、地域への冠婚葬祭の状況を見る限り、スポット的なものは除外して、行政施設を利用するの需要はないものと考えております。

最後に、6番でございます。

新庁舎整備事業の基本コンセプトであります。人が集う、人がめぐる、太子につながるを基本に、それぞれ3つのゾーンが有機的につながり、人に優しい庁舎になるよう、職員教育並びに新たな住民サービスの検討を進め、開庁に向け取り組んでいきたいと考えております。

特に、特記事項はございません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 その中で、新庁舎開庁に向けて、庁舎内でもいろいろと準備に向けてされているのはよくわかりました。

その中で、2番で職員の心構えをというふうな形で私申し上げましたんですが、非常にこう今聞いておりますと、職員も何かかたくなってるような感じ、庁舎に向けて、そんな感じがするんですね。緊張感、それはいいと思いますが、庁舎が新しくなるということは、庁舎自体に、それ自体に夢があるんじゃないかと、私そういうふうに思うこともあります。皆さんも初め、町職員の方々も、それに、夢の中に入るんだったら、また新しいところに入るんだったら、それぞれ夢を持っていただけたらなって思うんですね。

そういうところで、例えば今度の新庁舎に入ったときに、私はこんな思いでここで仕事をしたいんだとか、こんな夢があるんだっていうようなことを、それぞれの課で何かに書きとめていくという。書きとめれば、それがやっぱり形となって見えますから、日々の行政においても励みになるのではないかなっていうふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 職員それぞれ新しい庁舎に移るに際しては、非常にわくわく感がいっぱいでございます。

ただ、今とりあえず考えていることは、どのようにしたらうまいこと移転がいくのだろうかとか、そういうこと現実問題に非常にどうしても目を向けなければならないような状況でございます。

やはり議員おっしゃるように、新しいところへ入らせていただくんだから、それなりの今後の町行政に対しての夢を抱けるような職員に進めていきたいと思えます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 そうですね。

やっぱりかたいちゅう、仕事こなさないかんちゅう部分だけではないですね。やっぱり広い自分の思いもぶつけられるような、そういう庁舎であっていいかなと思います。

先ほど経済建設部長からお話をいただいた5番ですけども、ちょっと私も聞き取り悪かったのか、冠婚葬祭についての使用について

ですけれども、これについては前向きな検討と  
いうことでよろしいですかね。どうですか。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午後4時22分）

（再開 午後4時22分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議  
を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 他のそういう  
地域交流センターなところで結婚式などを挙  
げている事例がありますので、当然結婚式等  
については使っていただける可能性はあると  
は思いますが、葬祭のほうにつきましては最  
近家族葬とかそういったことがありますし、  
庁舎の感じもありますので、余り葬祭のほう  
はいかかなというふうには思いますが、結  
婚式のほうは他の施設でもそういうふうなこ  
とを行ってるところはありますので、可能性  
は非常にあるというふうに考えます。

ただし、その使い方というんですかね、そ  
ういったものについては一定のルールという  
ものができますから、当然それに合致したよ  
うな形でということになると思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 内容はわかりました。

そしたら、おめでたいほう、結婚式につい  
ては詳細なりをこれから詰めていただいて、  
また準備ができ次第、また広報等であらう

いただければと思いますので、よろしくお願  
いいたします。

いろいろ、私ちょうど朝玄関あけましたら  
見えてます、庁舎がね。ずっと骨格が組み上  
がって行って、だんだんと形ができていくん  
ですね。これが年が明け、日が進むにつれ  
て、屋根がでかいの、壁がでかいのして、い  
よいよできるんだなというような、改めてそ  
の実感が湧くんだろうと思います。これは、  
もう町民のほうも当然そうなれば、ここに新  
しい庁舎ができるんだなっていう実感もわか  
らうし、当然期待感も出てきます。

そうした町民が新庁舎ができてよかったな  
という、そういうように思われるように、今  
申しあげましたようにいろんな準備をしてい  
ただいて、9月開庁に向けて頑張っていただ  
きたい、そういうふうには思ひまして、本日  
私の一般質問はこれで終了とします。ありが  
とうございます。

○議長（橋本恭子） 以上で福井輝昭議員の  
一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月3日午前10時から再開し  
ます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後4時24分）